# 滋賀県行財政改革方針

~変革を先導する県政経営~

平成23年(2011年)3月

滋賀県

# ~ 滋賀県行財政改革方針の策定にあたって ~

本県においては、平成 10 年度以降、四次にわたる行政改革大綱および五次にわたる財政構造改革指針等を策定し、組織のスリム化、職員数の大幅な削減、事務事業の 抜本的な見直しなど様々な取組により、行政改革および財政の健全化を図ってまいりました。

しかしながら、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減に加え、平成 20 年秋の米国発の世界的な経済・金融危機の影響による県税収入の大幅な減少などにより厳しい財政収支見通しとなっており、加えて県債残高が増加し、財源調整的な基金が底をつきかけているなど本県財政の状況は極めて深刻であり危機的な状況に直面しています。

このような厳しい状況ではありますが、真の地域主権改革の実現に向け、自律した地方政府としての行政体制の整備、その権限と責任に見合った地方税財源の充実・強化や、国・県・市町の役割分担を踏まえた取組を一層推進することが必要です。さらに、効果・効率の面から県行政の質を高め、現在の危機的な財政状況を克服し、持続可能な行財政基盤の確立を図らねばなりません。また、行政のみならず県民のみなさんを始め、市民団体、企業など多様な主体が連携・協働して、サービスを提供し、地域の力を高めていくことが重要になってきています。

このような県を取り巻く状況の変化や、滋賀県基本構想の新たな策定を踏まえ、平成23年度から平成26年度までを実施期間として、県政の仕組みの改革と財政の健全化のための改革を一体的に示した、「滋賀県行財政改革方針」を策定いたしました。

本方針のもと、「未来を拓く共生社会」に向けて、困難な課題の克服を目指して新たな一歩を踏み出し、『変革を先導する県政経営』を進めていかなければなりません。

策定に当たっては、滋賀県行政経営改革委員会から平成22年8月6日に、「次期行財政改革の方針に関する提言」をいただいたところであり、本方針はその提言を踏まえ、策定いたしました。

これからの地域主権型社会を築くのは、県民のみなさんです。滋賀県では、本方針に沿って、これからの自治の仕組みづくりや財政の健全化に向けた取組を、県民のみなさんとともに全職員一丸となって、全力で取り組んでまいります。

そして、県域のあるべき姿や県の政策の方向性を示す滋賀県基本構想と、本方針により県政経営を進めてまいります。

平成 23 年 3 月 2 5 日

# 目 次

1 地方分権・地域主権の革の進展 (1) 地方分権・地域主権 (2) 市町村合併の進展 (3) 府県の枠組みを越える行政体の動き 2 多様な主体による公共サービスへの転換 (1) 「新しい公共」宣言 (2) 本県における"協働"の動き 3 危機的な財政状況 第2章 これまでの行財政改革の取組 1 これまでの行財改革の取組 2 行政改革の具体的取組結果 3 財政構造改革の具体的取組結果 3 財政構造改革の具体的取組結果 第3章 改革の方針 1 改革の理念 2 改革の基本方針 (1) 地域主権改革に対応した自治体づくり (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり 3 改革の取組期間 第4章 改革の方策(実施項目) 1 これからの自治の仕組みづくり (1) 地域主権改革に対応した行政を進める仕組みづくり	···· 3 ···· 4 ···· 5 ···· 6
(2) 市町村合併の進展 (3) 府県の枠組みを越える行政体の動き 2 多様な主体による公共サービスへの転換 (1) 「新しい公共」宣言 (2) 本県における"協働"の動き 3 危機的な財政状況 第2章 これまでの行財政改革の取組 1 これまでの行政改革と財政構造改革の概要 2 行政改革の具体的取組結果 3 財政構造改革の具体的取組結果 第3章 改革の方針 1 改革の理念 2 改革の基本方針 (1) 地域主権改革に対応した自治体づくり (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり 3 改革の取組期間 第4章 改革の方策(実施項目) 1 これからの自治の仕組みづくり	···· 4 ···· 5 ···· 6
(3) 府県の枠組みを越える行政体の動き 2 多様な主体による公共サービスへの転換 (1) 「新しい公共」宣言 (2) 本県における"協働"の動き 3 危機的な財政状況 第2章 これまでの行財政改革の取組 1 これまでの行政改革と財政構造改革の概要 2 行政改革の具体的取組結果 3 財政構造改革の具体的取組結果 第3章 改革の方針 1 改革の理念 2 改革の基本方針 (1) 地域主権改革に対応した自治体づくり (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり 3 改革の取組期間 第4章 改革の方策(実施項目) 1 これからの自治の仕組みづくり	···· 4 ···· 5 ···· 6
2 多様な主体による公共サービスへの転換 (1) 「新しい公共」宣言 (2) 本県における"協働"の動き 3 危機的な財政状況 第2章 これまでの行財政改革の取組 1 これまでの行政改革と財政構造改革の概要 2 行政改革の具体的取組結果 3 財政構造改革の具体的取組結果 第3章 改革の方針 1 改革の理念 2 改革の基本方針 (1) 地域主権改革に対応した自治体づくり (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり 3 改革の取組期間 第4章 改革の方策(実施項目) 1 これからの自治の仕組みづくり	···· 4 ···· 5 ···· 6
(1) 「新しい公共」宣言 (2) 本県における"協働"の動き 3 危機的な財政状況 第2章 これまでの行財政改革の取組 1 これまでの行政改革と財政構造改革の概要 2 行政改革の具体的取組結果 3 財政構造改革の具体的取組結果 第3章 改革の方針 1 改革の理念 2 改革の基本方針 (1) 地域主権改革に対応した自治体づくり (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり 3 改革の取組期間 第4章 改革の方策(実施項目) 1 これからの自治の仕組みづくり	···· 4 ···· 5 ···· 6
(2) 本県における"協働"の動き 3 危機的な財政状況 第2章 これまでの行財政改革の取組 1 これまでの行政改革と財政構造改革の概要 2 行政改革の具体的取組結果 3 財政構造改革の具体的取組結果 第3章 改革の方針 1 改革の理念 2 改革の基本方針 (1) 地域主権改革に対応した自治体づくり (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり 3 改革の取組期間 第4章 改革の方策(実施項目) 1 これからの自治の仕組みづくり	···· 5 ···· 6
第2章 これまでの行財政改革の取組 1 これまでの行政改革と財政構造改革の概要 2 行政改革の具体的取組結果 3 財政構造改革の具体的取組結果 第3章 改革の方針 1 改革の理念 2 改革の基本方針 (1) 地域主権改革に対応した自治体づくり (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり 3 改革の取組期間 第4章 改革の方策(実施項目) 1 これからの自治の仕組みづくり	···· 5 ···· 6
第2章 これまでの行財政改革の取組  1 これまでの行政改革と財政構造改革の概要  2 行政改革の具体的取組結果  3 財政構造改革の具体的取組結果  第3章 改革の方針  1 改革の理念  2 改革の基本方針  (1) 地域主権改革に対応した自治体づくり  (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり  (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり  3 改革の取組期間  第4章 改革の方策(実施項目)  1 これからの自治の仕組みづくり	···· 5 ···· 6
1 これまでの行政改革と財政構造改革の概要 2 行政改革の具体的取組結果 3 財政構造改革の具体的取組結果 第3章 改革の方針 1 改革の理念 2 改革の基本方針 (1) 地域主権改革に対応した自治体づくり (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり 3 改革の取組期間 第4章 改革の方策(実施項目) 1 これからの自治の仕組みづくり	···· 5
<ul> <li>2 行政改革の具体的取組結果</li> <li>3 財政構造改革の具体的取組結果</li> <li>第3章 改革の方針</li> <li>1 改革の理念</li> <li>2 改革の基本方針 <ul> <li>(1) 地域主権改革に対応した自治体づくり</li> <li>(2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり</li> <li>(3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり</li> </ul> </li> <li>3 改革の取組期間</li> <li>第4章 改革の方策(実施項目)</li> <li>1 これからの自治の仕組みづくり</li> </ul>	6
3 財政構造改革の具体的取組結果 第3章 改革の方針 1 改革の理念 2 改革の基本方針 (1) 地域主権改革に対応した自治体づくり (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり 3 改革の取組期間 第4章 改革の方策(実施項目) 1 これからの自治の仕組みづくり	_
第3章 改革の方針 1 改革の理念 2 改革の基本方針 (1) 地域主権改革に対応した自治体づくり (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり 3 改革の取組期間 第4章 改革の方策(実施項目) 1 これからの自治の仕組みづくり	_
1 改革の理念 2 改革の基本方針 (1) 地域主権改革に対応した自治体づくり (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり 3 改革の取組期間 第4章 改革の方策(実施項目) 1 これからの自治の仕組みづくり	8
2 改革の基本方針 (1) 地域主権改革に対応した自治体づくり (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり 3 改革の取組期間 第4章 改革の方策(実施項目) 1 これからの自治の仕組みづくり	···· 10
(1) 地域主権改革に対応した自治体づくり (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり 3 改革の取組期間  第4章 改革の方策(実施項目) 1 これからの自治の仕組みづくり	••• 10
(2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり 3 改革の取組期間  第4章 改革の方策(実施項目) 1 これからの自治の仕組みづくり	••• 10
(3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり         3 改革の取組期間         第4章 改革の方策(実施項目)         1 これからの自治の仕組みづくり	
3 改革の取組期間       第4章 改革の方策(実施項目)       ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第 <b>4章 改革の方策(実施項目)</b> ····································	
1 これからの自治の仕組みづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	••• 12
	•••• 13
(1) 地域主権改革に対応した行政を進める仕組みづくり	•••• 13
(2) 協働型の県行政を進める仕組みづくり	
(3) 効率的な行政運営体制の整備と業務改善の推進	
(4) 組織の活性化と地域課題の解決を目指す県政の推進	
(5)「外郭団体および公の施設見直し計画」の着実な推進	
2 財政の健全化	••• 23
(1) 財源不足額への対応	
(2) 持続可能な財政基盤の確立	
3 進行管理	••• 27
滋賀県行財政改革方針 参考資料 ************************************	

# 第1章 県政経営を取り巻く環境

人口減少や少子高齢化の進展など社会構造の変化や、地球規模での環境問題への対応など将来に影響を与える大きな潮流に加えて、現下の厳しい地域経済・雇用情勢など本県は様々の困難な課題に直面している。

特に、本県財政については、平成10年度以降、バブル経済崩壊後の税収の伸び 悩みや大規模な経済対策の影響による厳しい財政状況に対応すべく財政構造改革 の取組を進めてきたが、平成16年度以後、国の三位一体の改革により地方交付税 が大幅な削減されたことに加え、平成20年の世界的な景気後退の影響により県税 収入が大幅に減少するなど県財政は深刻な状況となった。そのため、県では「財政 危機回避のための改革プログラム」および「財政構造改革プログラム」を策定し、更に 歳出の削減を図り、県債や基金に依存しない財務体質を目指してきたところである。

このような懸命の行財政改革の取組にもかかわらず、平成22年度当初予算においても133億円の財源不足が発生し、今後もなお巨額の財源不足が見込まれている。財政の硬直化、基金残高の減少などにより財源不足への対応は益々厳しさを増しており、万一、この財源不足に対応できなければ、巨額の財政赤字が発生し、財政健全化法による財政再生団体となる恐れがある。

このような厳しい財政状況の中においても、県として真に住民生活に必要な施策を行っていくためには、不断の行財政改革に取り組むとともに、地域主権改革や「新しい公共」宣言など県政経営を取り巻く環境の変化を積極的に捉え、さらに簡素で効率的な行政を実現することが必要である。

# 1 地方分権・地域主権改革の進展

#### (1)地方分権·地域主権

地方分権改革推進法の成立以後、内閣府に設置された「地方分権改革推進委員会」のもと、第2期地方分権改革が進められ、平成20年5月の第1次勧告では、国と地方の二重行政を排除する観点から、国と地方の役割分担についての考え方が示されたほか、重点行政分野の抜本見直しや、基礎自治体への権限移譲等が示された。続く、12月の第2次勧告においては、国の法令による義務づけ・枠付けについて、具体的な見直し方針が示された。

政府では、平成21年11月9日の地方分権改革推進委員会の第4次勧告がなされた後、同年11月17日の閣議において、新たに「地域主権戦略会議」を設置することが決定された。12月14日には第1回の地域主権戦略会議が開かれ、改革の工程案や地方分権改革推進計画案が示され、翌日には地方分権改革推進計画の閣議決

定がなされた。

以後、数度にわたる地域主権戦略会議を経て、平成22年6月22日に地域主権改革の取り組み方針を示す「地域主権戦略大綱」が閣議決定された。

「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」である、と地域主権戦略大綱では掲げられている。

同大綱では、国と地方の役割分担を見直し、地域における行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に実施できるよう、「義務づけ・枠付けの見直し」や「基礎自治体への権限移譲」、「国の出先機関の抜本的な改革」、「ひも付き国庫補助金の一括交付金化」、「地方税財源の充実確保」などを主な課題に掲げ、課題に関する取組方針が示されており、地方の裁量の拡大、自主性・自立性の拡大を目指すこととしている。地方自治体にとっては、住民の意思や地域の実情を反映した行政経営が可能となるまさに大きな変革であり、県政にとって新たな局面を迎えようとしている。

# (2)市町村合併の進展

平成11年7月16日に公布された地方分権一括法によって、一部改正、施行された市町村の合併の特例に関する法律(「合併旧法」)の下で行われた合併により、滋賀県では50市町村が26市町となり、さらに市町村の合併の特例等に関する法律(「合併新法」)の下で行われた合併により、平成22年3月末で19市町となった。このように、市町数で38%(全国平均約53%)となるまで市町村合併が進み、人口1万人未満の小規模町が3町(全国459市町村)あるものの、地方分権の受け皿や人口減少・少子高齢化など社会情勢の変化等に対応する基礎自治体の行財政基盤の整備が進展した。

#### (3) 府県の枠組みを越える行政体の動き

現行の府県制のもとで、「分権型社会の実現」、「関西全体の広域行政を担う責任主体づくり」、「国の地方支分部局の事務の受け皿づくり」をねらいとして、本県においては、関西を中心とする2府4県とともに、「関西広域連合」の設立に向けた取組を進めてきた。その結果、平成22年12月1日に、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県および徳島県の2府5県により「関西広域連合」が設立された。

# 2 多様な主体による公共サービスへの転換 ~新いい公共~

# (1)「新しい公共」宣言

内閣府に設けられた「新しい公共」円卓会議において、「新しい公共」宣言が取りまとめられた(平成 22 年 6 月 4 日開催、第 8 回「新しい公共」円卓会議)。これに呼応し、政府においても「新しい公共」の実現に向けて制度改革や運用方法等の検討が行われている。

「新しい公共」宣言では、「新しい公共」の概念を日本の将来ビジョンと関係づけ、その目指すところを国民、市民団体や地域組織、企業やその他の事業体、そして政府等が協働することによって、日本社会に失われつつある新鮮な息吹を取り戻すこととしており、地域の多様な主体が様々な公共的活動に参画し、公共サービスの担い手となり、「支え合いと活気のある社会」を築く仕組みづくりが模索されている。

# (2)本県における"協働"の動き

本県においても、古くから、結などの形で支え合う社会づくりのための仕組みがあり、「公共」という領域は、「官」だけが担うものではなかった。しかしながら、近代国家の形成過程で「公共」は「官」が担うものという意識が強まり、行政府に決定権や財源などが集中し、地域自らが公共の一員であるという当事者意識が希薄化してきた。

一方、近年に入り、本県では、琵琶湖の水質保全のための活動など先進的な市民活動が見られ、「三方よし」という近江商人の理念を企業経営や社会活動のなかに浸透させる活動も行われてきた。今日では、人口10万人あたりの特定非営利活動法人数は全国第7位(認証数ベース:平成22年4月1日現在)であり、ボランティア活動の行動者率が34%(全国平均26%)と高い率であるなど、市民活動はさらなる拡がりを見せている。本県では、従来からこのような活動の芽を育み、多様な主体が連携協力する協働型社会の構築を目指す施策を講じてきた。

#### 3 危機的な財政状況

国の三位一体の改革により地方交付税が大幅に削減されるとともに、それ以降も 地方の一般財源は抑制基調とされてきたことなどから、厳しい財政状況にある中、本 県では数次にわたる「財政構造改革プログラム」を策定し、歳出見直しを図ってきた。

しかし、これまでの取組では一般財源収入の減少や社会保障関係費等の増額に対応し切れず、なお発生する財源不足に対して基金の取崩しなど一時的な歳入の対策を行ってきたこと、さらに、社会保障関係経費等は将来的にも増加が見込まれることなどから、今後10年間の収支見通しにおいても200億円前後の大きな財源不足が見込まれる。

一方、巨額の臨時財政対策債の発行を余儀なくされ、県債残高は毎年過去最高を更新し、平成22年度予算ベースでは遂に1兆円を超える状況となったほか、扶助費・公債費などの義務的経費が増大しているのに対し、度重なる歳出見直しで事業費は大きく減少し、義務的経費が予算額に占める割合は平成9年度では38%であったものが、平成14年度で46%、平成22年度は52%となるなど財政の硬直化が進んでいる。さらに、財源調整のための財政調整基金と県債管理基金については、財源不足への対応のため取崩しを続けてきたため、平成4年度の847億円をピークに減り続け、平成22年度末では50億円程度となる見込みである。

こうした背景には、地方公共団体は、国の定める地方税財政制度の枠組みのもとで財政運営を行っているが、近年、社会保障関係費などの増加要因があるにもかかわらず、平成22年度の地方の一般財源総額は、三位一体の改革前の平成15年度に比べ、むしろ低い水準となっているほか、乳幼児福祉医療費助成など全国的に定着している施策や地域の実情に応じて対応が必要な課題に係る財政需要が適切に反映しきれていないなどの課題も指摘されている。

加えて、平成22年6月に閣議決定された国の「財政運営戦略」の中期財政フレームによれば、地方一般財源の伸びは当面見込めないことなどを勘案すると、これまでのような事業費や人件費の削減といった県自らの改革も限界に近い状態となっている中で、今後の財源不足への対応は、これまで以上に厳しいものがあり、本県の財政はまさに危機的な状況にある。

# 第2章 これまでの行財政改革の取組

# 1 これまでの行政改革と財政構造改革の概要

本県の行政改革の取組については、昭和50年代以降、その時々の社会情勢の変化を踏まえ、簡素で効率的な行政を目指して、積極的に取り組んできたところである。

特に平成7年度に滋賀県行政改革大綱を策定して以降、平成19年度に新しい行政改革の方針を定めるまで五次にわたり方針を定め、行政事務の簡素で効率的な執行を確保し、行政課題に適切・機動的に対応するため、効果的、効率的な組織機構の整備、業務改善などの行政システム改革や定員削減に取り組んできた。

その結果、知事部局の職員定数については、平成8年度が3,686人であったのに比して、平成22年度においては3,165人と521人減少しており、平成22年度の定員管理調査によると、人口一万人当たりの職員数は、22.6人と人口類似 17県中、最も少なくなっている。

さらに、外郭団体の見直しにも取り組み、平成9年度において52あった団体数が、 統廃合により、平成21年度には31団体まで減少している。

一方、財政の健全化については、平成10年度に県税収入が前年度に比べ110 億円以上も減少するという事態を踏まえ、財政構造改革に着手して以来、数次の取 組を進めてきた。

特に、平成14年度には、県税収入が大幅に減少し、その後3年間の収支見通しにおいても、毎年300億円前後の財源不足が見込まれたことから、それまでの指針等とは異なる、事業費などの縮減見込み額を具体的に定めた「財政構造改革プログラム」を策定し、対応を図った。

また、平成16年度から平成18年度までの三位一体の改革により、全国ベースでは、国庫補助負担金改革として約4兆円の廃止・削減がなされ、約3兆円の税源移譲が行われるとともに、地方交付税改革として約5.1兆円の削減が行われ、全体として約6兆円もの財源が減少したが、本県ではこれに対処すべく、平成16年度に「財政危機回避のための財政構造改革プログラム」を策定し、取組を進めた。

その後も、地方一般財源総額は抑制基調となる一方、公債費等の財政負担は大きくなり、平成19年度において収支見通しを試算したところ、平成20年度から平成22年度までの間、毎年度400億円を超える財源不足が見込まれたため、「滋賀県財政構造改革プログラム」を策定した。加えて、このプログラム策定後も、造林公社問題等による新たな課題や、景気の悪化の影響に伴う大幅な県税収入の減収等に対応

するため、収支改善に向けて一層の見直しに取り組んだところである。

これ6平成15年度以降の取組により、一般財源ベースで事業費において約490億円の削減を図り、人件費では定数削減で約50億円を削減したほか、給与カット等にも取り組んだ。

これまでの補助金等の見直しや投資的経費の重点化などの事業費の削減により、 県の当初予算の規模は、平成9年度の5,903億円から平成22年度では4,946億 円と約1千億円も減少し、県民生活や市町の施策に影響を与えることとなったほか、 県の独自の施策を展開していく余地も狭くなってきたが、多額の財源不足が見込まれる中でも、どうにか収支の均衡を図ることができた。

このように、事業見直しや人件費の削減に取り組みながらも、次の世代が幸せや豊かさを実感できる未来を切り拓いていくため県として必要な施策の展開を図ってきた。平成19年に作成した滋賀県基本構想では、本県が持っている「人」、「自然」、「地と知」の力を活かす戦略を掲げ、県民の生命を守る施策や豊かな自然を次世代に承継する取組、産業競争力の強化など、暮らしの未来、社会の未来を築く取組を進めてきた。更に、「知恵だし汗かきプロジェクト」の取組にみられるように創意工夫に努めて業務を遂行するなど職員の持てる力を発揮し、組織力の最大化に努めてきた。

# 2 行政改革の具体的取組結果

#### (1)「滋賀県行政改革大綱」(平成8~10年度)による取組

簡素で効率的な行政という従来の視点に加えて、新しい時代の要請や県民の期待に的確に応えることができる県行政システムの構築に向けて、行政改革に取り組んだ。

#### 主な取組

- ·事務事業の見直し (平成8~10年度:延993件)
- ·補助金の見直し (平成8~10年度:延1,236件)
- ・行政サービスの迅速性の向上のための押印の見直し

#### (2)「滋賀県行政改革大綱」(平成11~13年度)による取組

行政の説明責任の徹底や透明性の向上、県民の県政参画の促進など県民の 視点に立った県行政の体質改善を図るため、および分権型社会にふさわしい自 律的な行財政システムを実現するため、行政改革に取り組んだ。

#### 主な取組

- ・施策評価の導入 (平成 11~13 年度:1,141~1,455 事業)
- ・県政の目標「しがベンチマーク」の創設
- ・県民政策コメント制度の創設
- ・「グループ制」の導入
- ・市町村への権限委譲 (平成 12~13 年度:30事務を委譲)

# (3)「滋賀県行政システム改革新方針」(平成14~17年度)による取組

これまでの行政改革の理念や取組を定着させ、県庁全体を変えるシステムとして機能するよう適切に運用し、自立と責任ある地域経営体を築き上げるため、行政改革に取り組んだ。

#### 主な取組

- ・目標管理による組織運営の導入
- ・「自律型人材育成制度」の創設
- ・組織内分権(予算編成)に着手

# (4)「新行革大綱」(平成18~21年度)による取組

地域の自立と協働の自治への転換を目指し、県民や市町等との役割分担や協働による「新しい官民協働の政策」の形成を図るとともに、社会経済情勢の変化に柔軟に対応することのできる小さくて創造的な県庁へと変身するため、行政改革に取り組んだ。

#### 主な取組

- ·施策·事業仕分けの実施 (2,425 事業、見直し額:4,133 百万円)
- ·知事部局等の職員の2割削減
- ・基礎的財政収支(プライマリーバランス)の均衡確保

平成20年度以降の財政収支見通しや、滋賀県基本構想の策定等の状況変化 を踏まえ、平成20年度から平成22年度までの新しい方針を策定することとした。

#### (5)「新しい行政改革の方針」(平成20~22年度)による取組

厳しい財政状況にあっても、県として果たすべき役割を将来にわたって担っていく必要があることから、持続可能な行財政基盤を確立し、自らの責任による自主的主体的な判断で、真に必要な施策を推進する自律型の県政経営を実現するため、行政改革に取り組んだ。

#### 主な取組

- ・市町への権限移譲の推進 (平成20~22年度:68事務を移譲)
- ・一層の定員削減 (平成 20 平成 22 年度 知事部局等職員定数 3 0 2 人を削減)

- ・協働提案制度による協働事業の公募 (平成21年度:採択11件(提案28件))
- ·費用を明確化した情報提供(値札)の推進 (平成 20~22 年度:延325件)
- ・振興局・地域振興局等総合事務所制度の廃止

# 3 財政構造改革の具体的取組結果

# (1)「財政構造改革の指針」(平成10~12年度)による取組

「歳入に見合った歳出」の原則に基づき、投資単独事業を中心とする歳出規模の抑制、会館等公共施設整備の原則凍結、定数削減や手当のカットによる総人件費の抑制、県債発行の抑制などを実施したほか、1,776件、156億円余の事務事業の見直しを行った。

# (2) 「当面の財政運営方針」(平成13~14年度)による取組

「財政構造改革の指針」と同じく、投資単独事業を抑制し、定数削減による総 人件費の抑制、県債発行の抑制などを実施したほか、872件、71億円余の事務 事業の見直しを行った。

# (3) 「第2次財政構造改革の指針・財政構造改革プログラム」(平成15~17年度)による取組

個々の事業や歳入について具体的に見直し検討を行い、事務事業等の重点 化による削減、給与の削減や投資的経費の重点化、公債費の平準化などにより、 平成17年度において211億円の収支改善を図る目標を掲げ、平成15、16年度 による取組で約181億円の改善を行った。

しかし、三位一体の改革により大きな影響を受け、平成17年度を初年度とする 新たな計画の策定が不可欠となった。

#### (4)「財政危機回避のための改革プログラム」(平成17~19年度)による取組

市町村との新たな役割分担と協力関係の構築など4つの改革の視点を掲げ、 経常経費の削減などの県行政の一層のスリム化、事務事業、補助金等の削減な どによる施策の重点化、社会資本整備の重点化・効率化を図り、3年間で163億 円の事務事業の見直しを行った。加えて、人件費について、人員削減で約30億 円、職員給与費のカット等で約40億円の削減を行ったほか、税収など歳入の確 保にも取り組んだ。

# (5)「滋賀県財政構造改革プログラム」(平成20~22年度)による取組

滋賀の未来の財政基盤づくりを掲げ、投資的経費や補助金の見直しなどにより施策·事業の重点化·効率化を図り、155億円の事業費削減を行った。加えて、人員削減で約20億円、職員給与費のカット等により約30億円の人件費の削減を行ったほか、未利用県有地の売却などにより、歳入の確保にも取り組んだ。

しかしながら、このプログラム策定後も、財政状況が一層危機的な状況となったことから、平成21年度、平成22年度の歳出・歳入全般にわたる「更なる見直し」ににより、16億円の事業費削減を行った。さらに、平成22年度当初予算編成において、上記のプログラムによる歳出削減の取組を実行しても、なお財源不足が見込まれたことから、選択と集中の徹底や事業見直しを行い、54億円の事業費の削減を図り、歳入面でも県有地売却や財源対策的な県債発行等の対応を講じた。

# 第3章 改革の方針

# 1 改革の理念

個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、国に集中している権限や 財源を地方へ移し、自らの地域のことは自らの意思と責任で決定する地域主権 型社会へと転換する動きが進みつつある。そして、現下の国と地方を通じた財 政危機の下、地域主権型社会を実現し、それぞれの地域のニーズを踏まえた判 断によって、限られた財源を有効に活用することが必要である。

また、県民、市民団体、企業、行政等が一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し協働する社会の実現を求め、「新しい公共」宣言がなされた。この協働型社会では、公共サービスについて、どのような形で誰が担うべきか、公共サービスのあり方そのものを見直し、住民は自分たちこそが社会を作る主体であるという気持ちを新たにし、地域社会への参画や費用負担などその責任としてできることをしていくことが求められる。

危機的な財政状況の下、基本構想において掲げる理念や重点施策を踏まえ、これからの時代における県の担うべき役割を果たしていくためには、このような地域主権型社会づくりや「新しい公共」という改革の流れを積極的に捉え、市町との密接な連携を図るとともに、横つなぎによる総合行政を展開し、人材、権限、財源など持てる経営資源を効率的、効果的に活用する、『変革を先導する県政経営』を目指して改革に取り組む。

#### 2 改革の基本方針

以上の理念に即し、次の3つの基本方針を掲げ、行財政運営全般の改革を行う。

#### (1) 地域主権改革に対応した自治体づくり

#### 【 国の関与を受けない自治の確立 】

地域主権時代を拓くため、県が地域の自治の担い手として主体的・自律的に必要な施策を展開していくことができる仕組みづくりを進める。

また、そのために必要な税財政基盤の確立を目指した取組を行う。

#### 【国・県・市町の役割の明確化と権限移譲】

「近接・補完の原則」のもと、市町の役割が一層高まってきていることから、県は、市町の自主性、主体性を尊重し、市町で担うことが困難な事務やより広域的で専門

的な行政需要に対応する事務を担い、それぞれの力が効率的に発揮される行政を 目指す。

県の業務のうち住民に身近なサービスは原則として市町が担うことを検討する。県は国の業務のうち県が担うことで県民の福祉の向上につながる事務について移管を受けることを基本とするが、これに加え、県よりも広域の行政体が処理することで、住民生活の向上や効率的な執行が期待できる事務について、近隣自治体間での連携方策を検討するなど地域の事情に照らしてよりふさわしい主体が最適なサービスを提供できる体制を目指す。

# (2) 県民と行政がともに地域を支える協働型社会づくり

#### 【協働型社会づくり】

現在、国では「新しい公共」の芽を活かす制度整備など政策が検討されているところであるが、本県においては、これまでから協働型県政への転換が必要との観点から、県政経営の基本方針にも「協働の推進」を掲げ、多様な主体との連携・協力によって、地域課題やニーズに対応するような、まさに「新しい公共」の取組を先取りした協働の仕組みづくりを進めてきた。

県としては、こうした国の動きも踏まえ、これからも地域における様々な主体が自らの役割のもと、県とともに積極的な行動を展開する社会づくりを進める。

このため、より県民に見える県政経営を進め、県行政全般について、これまで公が担い展開してきた領域について、誰がどのように担うべきか、公共サービスのあり方そのものを見直し、様々な主体が参加し決定することのできる環境づくりを一層進めていく。

#### 【 新しいサービス市場の創造 】

「新しい公共」が作り出す社会は、さまざまな新しいサービス市場が興り、活発な経済が展開され、その果実が社会に適正に戻ってくることで人々の生活が潤うという、よい循環の中で発展する社会である。

県においても地域社会におけるニーズに対し、より質の高い多様なサービスを様々な主体が提供する中で、新しいサービス市場が興り、活発な経済活動が展開されるような社会づくりを目指す。

## (3) 次世代に向けて持続可能な行財政基盤づくり

#### 【職員の政策形成能力の向上】

地域における様々な課題を発見し、自ら解決することができるよう、課題に即した政策を立案し、的確に遂行しうる職員を育成する。

# 【 簡素化・効率化・重点化による行政課題に対応できる基盤づくり 】

成熟化社会への移行、深刻化する環境問題、社会・経済のグローバル化の進展など、時代が大きく変化する中、基本構想の目指す理念を実現するため、同構想に掲げる重点施策を着実に進める必要がある。

県がこうした役割をしっかり果たしていくことができるよう、滋賀の活力を生かすとともに、組織体制の簡素化・効率化や歳入・歳出両面からの改革を進め、受益と負担の見直しや施策の重点化を徹底するなど持続可能な行財政基盤の確立を目指す。

また、安定的な税源基盤の確保のため、経済活性化に向けた政策を検討する。

# 【 深刻な財政危機に対する着実な対応 】

世界的な景気後退をはじめとする経済環境の変化などを背景に、県税収入の大幅な減少に見舞われる一方で、県債残高は平成22年度末で1兆円を超える見込みとなっている。これに加え、基金残高が今にも底をつくような状況となるとともに、平成23年度以降も引き続き財源不足が見込まれるという極めて深刻な事態に直面している。

持続可能な行財政基盤を確立するためには、こうした事態を早期に解消する必要があり、財政の健全化に向けた改革の道筋を示し、着実な対応を図る。

# 3 改革の取組期間

本方針の取組期間は、平成23年度から平成26年度までの4年間とする。

# 第4章 改革の方策(実施項目)

# 1 これからの自治の仕組みづくり

# (1) 地域主権改革に対応した行政を進める仕組みづくり

自らの地域のことは自ら責任を持って対応していく、地域主権型行政体制の整備 を進める

# 【ア 地域主権時代を担う自治の基本原則の確立に向けた検討】

地域主権改革の進展を踏まえ、県政の基本理念や県政運営のあり方を検討する。 また、全国知事会等との連携のもとで、国に対し国と地方との役割分担の明確化や権 限や財源の地方への移譲を求めるなど、地域主権改革後の国と地方の姿を明らかに し、併せて、県と市町のあり方についても議論を行い、自治の基本原則の検討を行う。

【イ 義務付け・枠付けの見直しに基づく地域の実情に沿った特色あるルールづくり】 地域主権改革に基づき、法律による義務付け・枠付けの見直しが行われることから、 県域の実情に照らし、必要な行政課題に的確に対応した条例や施策の検討を行う。

#### 【ウ 国への積極的な政策提案活動の実施】

地域のことは地域で担うことのできる真の地域主権型社会を実現するとともに、国政においても、画一性を排除し、地域の実情に応じた柔軟な施策の実施を求めるため、 全国知事会等とも連携を図りながら、国に対して積極的な政策提案活動を実施する。

#### 【エ 横つなぎの総合行政の実現】

真の地域主権を確立するには、長期的な視点に立脚した戦略的な政策推進が不可欠となる。このことから、政策の立案、推進機能の一層の充実を図るため、対応が必要な重点課題に即して、部局横断による横つなぎの総合行政への転換を図る。

そのため、施策の構築段階から予算編成、目標設定、事業実施、成果の検証に至るあらゆる場面で、部局の枠組みにとらわれない業務遂行方法のあり方について、必要な組織体制を含め構築する。

#### 【オ 職員のマネジメント能力の発揮】

複雑、多様化する行政課題に迅速・的確に対応するため、知事のトップマネジメント と併せて、管理職員を中心にマネジメント能力を一層高め、組織目標に掲げる項目を 業務の中核に据えながら組織力が最大限に発揮できる県政経営を徹底する。

県の自主性、主体性の拡大につながる地方税財政制度の実現に向けた取組を 推進する

#### 【ア 税源移譲の推進等(地方税体系・制度の見直しに向けた提案活動)】

現在、国と地方の最終支出と税の配分には依然乖離があり、自主財源の一層の充実強化を図ることが不可欠である。このため、国と地方の税体系を抜本的に見直すなかで、地域主権時代にふさわしい、安定的な地方税体系の構築に向けて、地域偏在性の少ない地方消費税への税源移譲をはじめとした国への要望、提案活動を推進する。

また、現在、低炭素社会実現の観点から、必要な財源が地方へ配分される「新しい環境税」の創設に向けて、引き続き提案する。

# 【イ 地方交付税の確保(地方交付税総額の確保に向けた提案活動)】

地方交付税は県税とともに地方固有の主要な財源であることから、財源保障機能 および財源調整機能が適切に発揮されるよう、乳幼児福祉医療費助成など財政需要 を実態に即して適切に積み上げるとともに、法定率の引き上げも含め、国へ積極的に 提案する。特にその算定においては、琵琶湖の保全など本県の固有事情に見合った ものとなるよう提案する。

#### 【ウ「ひも付き補助金の一括交付金化」の推進】

地方の自主性、主体性を高めていくため、税源移譲や地方交付税の総額確保を基本とした地方税財源の充実を目指しつつ、国庫補助金についても、地域の実情に応じ効果的に事業実施ができるよう、総額が確保され、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源に転換できるような一括交付金化を目指して、全国知事会等を通じて国に対して積極的に提案する。

併せて、一括交付金の効果的な活用に向けた方策についても検討する。

#### 国、県、市町の役割分担を踏まえた改革を推進する

#### 【ア 地域主権改革等に基づ〈市町への権限移譲の推進】

国と地方の役割分担に係る「近接・補完の原則」により、住民に身近な自治体の役割はますます大きくなることから、市町への権限移譲を進める。

地域主権戦略大綱に基づく県から市町への権限移譲を円滑に推進するため、移譲対象となる事務の整理や円滑な移譲に向けた支援策について、県と市町で検討を行う。また、併せて県と市町の事業のあり方を見直した結果を踏まえ、財源措置も含めた新たな移譲計画を策定し、特例条例による県から市町への権限移譲を進める。

#### 【イ 県、市町の施策・事業のあり方についての見直し】

国の出先機関改革による県への事務移管の動向も見据え、県と市町の役割分担を 踏まえ、重複する事業の解消や責任の明確化について、先に行った事業仕分けの成 果も参考にしながら、公開の場での議論による新たな「事業仕分け」を実施する。

#### 【ウ 県と市町の事務の共同化についての検討】

県と市町の組織について一層の効率化を図るため、事務の共同化を行う項目を整理し、継続審議中の地方自治法の一部改正法案に盛り込まれている「行政機関等の共同設置」も視野に入れ、共同で処理するための組織について、市町と議論検討を積極的に進める。

#### 【エ「滋賀県版一括交付金制度」の導入の検討】

国、県、市町の役割分担を踏まえた改革の一環として、市町の裁量による、自主・ 自立の行財政運営が可能となるよう、県補助金の「一括交付金化」の導入について、 市町の意見を踏まえながら検討を行う。

【オ 国の出先機関改革に伴う受け入れが適当な出先機関事務の検討・提案】 国の出先機関が移管された場合に、本県が受け入れる事務、権限や人員、さらに は必要とする予算などについて、あらかじめ検討を行う。併せて、円滑な事務・権限、 財源の移譲を図るため、国に対し全国知事会等とも連携し必要な提案を行う。

#### 【カ 府県境を越える広域的課題への対応】

府県境をまたがる広域的行政課題の増加・複雑化等に対応するため、関西圏・中部圏・北陸圏との府県間連携の一層の充実を図っていく。

また、関西における広域防災対策や広域観光、広域環境保全等の広域的課題への取組の充実を図るため、広域行政の責任主体となり、地方からの地域主権改革の推進や、国の出先機関の原則廃止に伴う事務・権限移譲の受け皿となることをねらいとして平成22年12月に設立された「関西広域連合」を活用する。

#### 市町との連携を強化する体制の整備

#### 【ア「県と市町との対話システム」の効果的な運営】

滋賀県市町対話システムが、県と市町のより適切な連携・協力関係を構築し県と市町の協働による自治の創造に資するよう、自治創造会議については、取り上げる議題やテーマを工夫して、双方にメリットのある政策形成に向けての議論を展開するとともに、定期的に開催して首長同士での意思疎通を図る。加えて、様々なレベルでの対話を適切に実施する。

# (2) 協働型の県行政を進める仕組みづくり

#### 県民等との協働の更なる推進を目指す

#### 【ア「協働提案制度」を踏まえたさらなる協働の推進】

「協働提案制度」の実施を踏まえ、さらに多様な主体が提案しやすい仕組みを検討し、各部局における主体的な協働を推進する。改善に当たっては、「施策・事業の仕分け」の結果も参考にし、公共サービスの担い手が拡がるよう、協働の視点から県事業を見直し、広く提案が受けられるよう工夫する。

また、教育、医療福祉などの分野においては、地域社会の持つ力に着目し、地域との一層の協働の推進を図る。

# 【イ 協働型県政の推進のための職員研修の充実】

協働の推進に当たっては、各部局において自主的に協働を進めていくことが重要であることから、職員の協働に対する理解を促進するとともに、各部局で協働を推進する際の多様な主体の立場を踏まえ、助言・コーディネートができる人材を育成する。

#### 協働の担い手を育む支援を進める

#### 【ア 多様な主体が活動しやすい基盤の整備】

県域で市民活動支援や市民事業化支援等に取り組み、公益財団法人化を進め、 そのメリットを活かし、資金、人材等必要な支援を行う淡海ネットワークセンターを通じ て、多様な主体の社会貢献活動を支援する。

## 【イ 公益社団・財団法人への「個人県民税における寄附優遇措置」導入等】

寄附文化の醸成や地域に密着した民間公益活動の促進を図る必要性から、公益社団・財団法人への「個人県民税に係る条例指定寄附金税額控除制度」の導入に向けて制度設計を行い、財政状況を勘案しながら導入を図る。また、NPO法人についても、同制度拡充に関する国の動向を踏まえて、制度導入について検討を行う。

#### 住民主体の「見える県政」を推進する

#### 【ア 県政情報の積極的提供・公開と県民の声の施策への一層の反映】

県が保有する情報は県民の共有財産であり、県民本位の県政を進めていくためには、県の情報を広く確実に県民に伝えるとともに、県民から寄せられる声を施策に活かしていく必要がある。このため、広報・広聴における職員の意識および能力の向上やパブリシティの一層の活用により県政情報を効果的に発信し、積極的な情報公開

を行うとともに、県民の声の収集機会の充実を図る。

また、県全体の財務状況について、県民にわかりやすく情報を開示するため新公会計制度の充実を図る。

さらに、県が提供しているサービス等について、総費用、単位当たり費用、効果などの情報を県民に身近でわかりやすい形で表示する「行政サービスの値札表示」について、市町との共同実施を検討するなど、一層の充実を図る。

# 【イ 施策構築や予算編成過程における見える化の拡充】

行政運営に関する県民の認識と参画が促進されるよう、政策課題協議など施策の 検討結果を公開するほか、予算の見積書の提出から決定までの過程について、可能 な媒体を活用し、広く公開をし、見える化を推進する。

# 行政以外の多様な主体の力を積極的に活用する手法を導入する

## 【ア 市場化テストの実験的導入等】

県が実施している施設維持管理業務等において、サービスの質の向上やコスト削減を図る観点から、民間企業などが有する力や効率的事業手法を活かす、いわゆる市場化テストの実験的導入などを進める。

# (3) 効率的な行政運営体制の整備と業務改善の推進

簡素化・スリム化、必要な行政課題に対応する組織整備と定員管理の適正化

#### 【ア 組織・機構の見直し】

地域主権改革の進展や市町村合併による基礎自治体の行財政基盤の整備の進展などに伴い、県の役割が変化し、広域化、高度・専門化していくことを踏まえ、県の組織・機構が、一層スリムで効果的な組織となるよう本庁および地方機関の見直しを行う。

【イ 国の出先機関改革に伴う効果的な組織や二重行政解消に向けた組織の見直し】 国の出先機関改革が移管された場合に受け入れることとなる事務に関して、また、 県、市町の施策・事業のあり方について見直し、二重行政の解消が必要と考えられる 業務分野に関して、効果的な県の組織のあり方の検討を行う。

#### 【ウ 適正な定員管理】

事務事業の徹底した見直しや組織・機構の見直しにより、今後4年間で一層の定数削減を行う。

#### 【エ 適正な給与管理】

職員手当について、必要な見直しを行う。併せて、職員の健康管理と公務能率の 向上の面から、時間外勤務の縮減に向けた一層の取組を推進する。

#### 電子化、共通化、一元化による業務改善の推進

#### 【ア 情報システムの全体最適化】

滋賀県情報化推進指針の策定において、情報システムの全体最適化に関するルールを定め、全庁的な視点による情報システム構築の最適化を推進する。

情報システムに係る経費の削減と業務の効率化に向けて、全庁の各システムについてサーバの共用化と管理の一元化を図り、情報システムにおけるサーバ機器の利用および管理の最適化を推進する。

#### 【イ 個別業務システムの最適化、情報セキュリティ対策の実践】

情報システムの調達に係る事務を整理し、標準的な手順を定めるとともに、各システムの調達が適切に実施されるよう、情報システム調達審査会において各システムの調達の方法、仕様、経費積算等を事前審査する。

情報セキュリティ対策の実効性を確保するため、所属および情報システムを対象とする内部監査を実施する。また、対策基準に基づく管理者の自己点検や e - ラーニング等を通じて、セキュリティ意識の醸成と事故発生時の実践的な

対応能力の向上を図る。

# 【ウ 定型業務の処理手順の整備】

庁内における事務処理の効率化を図り、業務遂行上の補完性を高めるため、定型的な業務について、業務改善の視点を踏まえながら処理手順書の整備を進め、業務に係るノウハウの蓄積を図る。

# 【エ 契約事務の競争性、透明性、公正性の向上】

公共調達に当たっては、より競争性、透明性、公正性を高めた入札事務を引き続き推進する。

加えて、随意契約による場合でも、実質的な競争性の確保に着目するとともにその 妥当性について事前チェックを徹底する。

また、価格と品質で総合的に優れた調達を実現する総合評価方式についても引き続き実施していくとともに、社会政策の推進に配慮した契約事務に取り組む。

さらに、物品調達において、公募型見積もり合わせ(オープンカウンタ)対象案件については、全庁による実施を徹底するとともに、委託を含む役務の入札契約事務について電子システムの対応を含め改善に取り組む。

#### (4)組織の活性化と地域課題の解決を目指す県政の推進

#### 組織の活性化等

#### 【ア 組織の活性化】

スリムで効率的な組織体制を整備しつつ、県の担うべき役割をしっかり果たすため、 高い専門性と実務能力を備えた人材を確保できるよう、継続的な採用、人事管理、人 材育成に取り組むとともに、早期退職制度を活用することにより新陳代謝を図り、安定 した組織力の保持と組織の活性化を行う。

#### 【イ 教育内容の質的充実と学校活力の維持向上を図る県立高校再編の推進】

情報化・グローバル化の進展や産業を取り巻く社会・経済の急激な変化をはじめ、 生徒数の減少傾向や生徒の多様化が進むこと、さらには本県の厳しい財政状況など に伴い、子どもたちの教育環境を整え、学校活力の維持向上を図るため、地域とのつ ながりを一層強めていくという視点も持ちながら県立高等学校の再編を推進する。

地域の課題を解決できる政策形成能力の高い職員の育成強化

#### 【ア 自律型人材の育成】

地域主権改革の進展を踏まえ、地域における様々な課題を発見し、自ら解決することができるよう、課題に即した政策を立案し、的確に遂行できる自律型人材の育成を図る。

目標の明確化、課題解決型の業務執行などによる組織力の最大化

#### 【ア 目標を明確にし、組織として集中的に取り組む】

限られた経営資源を最大限に活かし、組織体としての力がより一層発揮されるよう、トップダウンにより組織目標を明確にしつつ、課題解決に集中的に取り組む。また、部局横断的な県政課題について、部局の枠組みを超えた目標設定を行い、全庁的な視点で事業の執行および目標管理を行う。

目標管理にあたっては、進捗状況や達成状況を確認し、評価を行い、次年度の目標設定に活かす PDCA サイクルにより取組を進める。

#### 【イ 現場感覚に優れた人材育成】

複雑化・多様化する行政需要に的確に対応するためには、地域の課題を発見する力と解決能力が求められる。県民から信頼される高い倫理観を備えた人材の育成や住民目線での業務遂行を図る観点から、市町との交流など現場感覚に優れた人材の

育成に引き続き努める。

# 【ウ「県庁力最大化」に向けた業務執行の推進】

県民の期待する役割を果たしていくためには、職員の人的活力や情報力が結びついて、組織の力を最大限に発揮する「県庁力の最大化」が必要であり、特別な予算を伴うことなく、職員一人ひとりが知恵を出し、汗をかく「知恵だし汗かきプロジェクト」の更なる推進を図り、政策課題の解決や、きめ細やかなサービスの向上を目指す。また、現場からの発想を重視した「対話」と「共感」による県政の実現や職務に対する意欲を高める観点から、職員の現場の発想からの取組や諸課題等の情報提供を通じ、職員と知事との意見交換を活発に行う。

#### 【エ「特定事業主行動計画」による取組】

県庁における次世代育成支援対策として、男性職員の主体的な育児への参加の促進など職場、家庭、地域社会に貢献する「県庁版子育て三方よし」を目指した、特定事業主行動計画に沿って、職場環境の整備等を進める。

# (5)「外郭団体および公の施設見直し計画」の着実な推進

#### 外郭団体の在り方の見直しの推進

#### 【ア 外郭団体見直し計画の着実な取組】

公社・事業団等外郭団体は、県の施策展開と関連して事業実施してきたことから、 各団体の機能や役割によって差異はあるものの、県はこれまで必要に応じて人的あるいは財政的支援を行い、関与してきた。

しかしながら、近年、県の厳しい財政事情や外郭団体を取り巻く大きな環境の変化に鑑み、改めて、今日的視点から外郭団体の在り方や県の関わり方について、見直しを行っていくため、行政経営改革委員会からの提言を踏まえ、「外郭団体および公の施設見直し計画」(平成21年12月)を策定した。

ついては、この計画に沿って進行管理を行い、外郭団体の見直しの取組を着実に 推進する。

#### 「公の施設」の見直しの推進

#### 【ア 公の施設見直し計画の着実な取組】

公の施設については、これまでにも施設の廃止等、見直しに取り組んできたが、県が本来担うべき役割に照らし、ソフト施策も含めたより効率的かつ効果的な施設運営という観点に立って、施設の必要性を含め、その在り方について抜本的な見直しを行うため、行政経営改革委員会からの提言を踏まえ、「外郭団体および公の施設見直し計画」(平成21年12月)を策定した。

ついては、この計画に沿って進行管理を行い、公の施設の見直しの取組を着実に推進する。

# 2 財政の健全化

# (1) 財源不足額への対応

#### 財政収支見通し

本方針の策定に当たり、一定の前提条件により平成23年度から平成31年度までの間の収支見通しを試算したところ、各年度において、145億円から240億円の財源不足が見込まれる結果となった。

本方針の期間中における財源不足額は、以下のとおりである。

(単位:億円)

年度	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
一般財源不足額	209	1 4 5	1 5 5	1 7 5

(注)財政収支見通しにおける財源不足額推計は、リスク推計と成長推計の中間値である。 平成23年度については、当初予算ベースに合わせている。

第2章に記載したとおり本県ではこれまでも数次にわたり厳しい財政改革に取り組んできたところであるが、以下の要因などから本方針の期間中も厳しい収支見通しとなっているところである。

- (ア) 本方針の計画の前年度においても事業見直し、人件費の削減などに取り組んだが、対応しきれなかった133億円の財源不足額については、基金の取崩し等の一時的な対策を行った。
- (イ) 国の「財政運営戦略」における平成23年度から平成25年度までの間の中期財政フレームでは、地方の一般財源は平成22年度と同水準とされた。
- (ウ) 過去の県債の発行の状況や今後の少子高齢化の進展等により、平成23年度 以降も公債費や社会保障関係経費などの歳出の増加が見込まれる。

#### 財源不足額への対応策

これまでの財政構造改革の取組において、事業見直しで約490億円、定数削減で約50億円などの歳出削減を行ってきており、更なる歳出削減は厳しさを増していることに加え、財源調整的な基金の残高は減少し、財源不足額への対応はさらに厳しくなっている。

しかしながら、本県が財政再生団体へ陥ることのないよう、本方針の期間中の財源 不足額に対してあらゆる方策を講じることが必要である。 ついては、本方針の期間中の財源不足額に対して、次のとおり収支改善目標を定め、取り組むこととする。

#### 【収支改善目標】

(単位:億円)

区 分(年度)		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
一般財源不足額		2 0 9	1 4 5	1 5 5	1 7 5	
4.1	歳	1) 事業見直し	2 3	2 4	2 5	2 5
対	出	2) 人件費対応	3 5	3 5	3 5	3 5
応	歳	1) 財源対策のための県債	4 4	4 5	4 5	4 5
	入	2) 歳入の確保	1 0 7	4 1	5 0	7 0

平成 23 年度は当初予算ベースとし、事業見直しについては平成 22 年度に実施した事業見直しによる額としている。

この収支改善目標を達成するため、次の方針により取組を進める。

#### (ア) 事業見直し

次の視点で更なる事業見直しを行う。

(a) 選択と集中の更なる徹底

施策全般について、県が実施する必要性や効果等を今一度厳しく見極めるとともに、課題の緊急度を勘案し、今県として、どうしてもやらなければならない事業に限るなど存廃の観点から見直しを行うこととし、引き続き実施する場合においても、手法等の見直しを含め、一層の効率化、合理化や進度調整を図る。

(b) 多様な主体との協働や役割分担を踏まえた見直し

国、県、市町、民間等の役割分担について、専門性や広域性など県の果たすべき役割の観点から、改めて検証を行う。

(c) 施策構築との関連について

次期基本構想に掲げる政策や施策を踏まえ、優先度を明確にした重点化を徹底する。

(d) 行政運営に係る基礎的な経費について

県行政として、最低限行っていくべき事務事業については、厳しい見直しの中で点検や精査、工夫を加えつつ、守るべきものを守っていく。

# (イ) 外郭団体・公の施設の見直し計画の着実な実施

平成21年12月に策定した「外郭団体および公の施設見直し計画」に従い、着実な見直しを図る。

#### (ウ) 人件費の対応

更なる事業見直し等に伴う定数の削減により人件費を削減する。

また、厳しい財政状況から、職員の給与についても引き続き必要な見直しを行うとともに、組織の見直しにより管理職員の削減も行う。

# (I) 歳入による対応

歳出の見直しにより歳入に見合う財政構造とすることが基本ではあるが、なお対応できない財源不足に対しては、基金の取崩し、起債、財産の売却等の可能な歳入対策を講じる。

# (2) 持続可能な財政基盤の確立

# これからの自治の仕組みづくりの取組による財政の健全化

本方針の期間中に見込まれる財源不足に対しては、上記の方針により確実に取り組むことが必要であるが、この期間以後においても公債費や社会保障関係経費の増加が予測されること、この期間中における収支不足に対して一時的な歳入対応も予定していることなどから、前節に掲げた「地域主権改革に対応した行政を進める仕組みづくり」、「協働型の県行政を進める仕組みづくり」、「効率的な行政運営体制の整備と業務改善の推進」などの実施項目を着実に実施し、財政の健全化を図る。

#### 財政基盤の確立に向けた取組の推進

これからの自治の仕組みづくりに加え、次に掲げる取組を進め、本計画期間中に次世代に向けて持続可能な行財政基盤を確立する。

#### 【ア 地方公営企業の健全化】

#### 〔企業庁〕

平成22年度に新たに策定する滋賀県企業庁水道ビジョン(H23~H32)および経営計画(H23~H27)に基づき、企業庁の使命である安全で安心な水を安定して安価に供給できるよう、計画的かつ効率的な事業展開を図る。

これらの計画では、平成23年度からの企業庁組織および水道用水供給事業の統合によるスケールメリットを発揮し、より一層の合理化に努め、経営基盤の強化を図る。

# 〔病院事業庁〕

県立病院は、県民からの貴重な税負担の上に成り立っている病院であるとの認識のもと、県民から信頼される県立病院づくりを目指し、第二次中期計画に基づく経営改善に取り組むとともに次期中期計画を策定し、計画に基づく取組を進める。

#### 【イ 税収の確保と貸付金等未収債権の徴収】

県財政の根幹をなす県税収入の確保に向けて、徹底した滞納処分の実施や市町 支援(市町と県との連携)を強化して、収入未済額の縮減に取り組む。

また、県民負担の公平性と歳入確保の観点から、滋賀県税外未収金対策推進会議を設置して、貸付金、使用料、負担金など、県税以外の収入未済額の縮減に向けた取組を全庁的に推進する。

#### 【ウ 県有資産の利活用】

県が保有する財産、権利等について、広告宣伝等媒体としての活用を図るほか、未利用となっている行政財産の貸し付けなど県有資産の利活用を促進し、歳入の確保に努める。

#### 【エ 使用料・手数料の見直し】

公の施設や行政財産の利用に係る使用料や行政手続きなど役務の提供に係る手数料については、受益者負担の原則の観点から、当該行政サービスの利用者に一定の経費を負担いただくことが適当と考えられることから、社会経済情勢の変化も踏まえつつ、その適切な水準について定期的に見直し、必要な改定を行う。

#### 【オ 課税自主権の拡充に向けた検討】

歳入の確保に向け、税収の拡大を図るためには、既存の税目以外に新税の導入 や超過課税による手法が考えられる。目的税の場合には、政策課題に対する財政需 要、その使途、目的を明確にして税の創設について検討する。また、普通税としての 超過課税の実施については、県全体の長期的な財政需要等に基づき検討する。

#### 【カ 県税収入の増収に向けた地域経済の活性化・精力的な企業誘致の推進】

生きがいが生まれる雇用の創出と併せて地域経済の活性化に向けて、成長戦略に沿った取組を進める。

また、本県の優れた立地環境を積極的にPRするとともに、市町と一体となった精力的な誘致活動を行うことにより、研究開発施設や今後成長が期待される環境・エネルギー分野等の事業所を中心とした競争力ある企業の立地促進を図る。

# 3 進行管理

この方針の着実な推進を図るため、平成26年度までの4年間において、具体的な 取組内容や行程等を明確にした上で、毎年度、その進捗状況や課題等を把握・検 討するとともに、その内容やプロセスについて県民に明らかにしながら進めていく。

また、この方針の取組期間は4年間とするが、取組期間内においても本県の行財政を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合は、適宜見直しを行うこととする。

# 滋賀県行財政改革方針

~ 変革を先導する県政経営 ~

実 施 計 画

# 目 次

# これからの自治の仕組みづくり

1 地域王権改革に対応した目治1	本つくり	
(1) 地域主権時代を担う自治の	基本原則の確立に向けた検討 ·····	1
(2) 義務付け・枠付けの目直し	に其づく地域の宝情に沿った特色あるルールづくり・・・・・・	2
(3) 国への積極的な政策提案活動	動の宝施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(4) 母へかざの炒合になる中田	即の大地	
(4) 横つなぎの総合行政の実現	動の実施	4
(5) 税源移譲の推進等	••••••	5
(6) 地方交付税の確保	••••••	6
- (7) 「7)も付き補助全の一括交(	付全化 , の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(8) 地域主権改革等に基づく市場	町への権限移譲の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(9) 県、市町の施策・事業のあり	町への権限移譲の推進 り方についての見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	g
(10) 周レ市町の恵衆 子来のの*	ついての検討	10
(10) 県と市町の事務の共同化に		
(11) 「滋賀県版一括交付金制度	」の導入の検討	11
	け入れが適当な出先機関事務の検討・提案 ・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(13) 府県境を越える広域的課題を	への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(14) 「県と市町との対話システム	ム」の効果的な運営 ····································	14
( ) 1 - 1 - 1 - 1 - 1		
2 協働型の県行政を進める仕組	ユベノロ	
2 励制室の宗门以を進めるは組む	ケントリ	4.5
(15) 協働提案制度」を踏まる	にさらなる協働の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(16) 協働型県政の推進のための関	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	16
(17) 多様な主体が活動しやすい	基盤の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(18) 公益社団・財団法人への「イ	固人県民税における寄附優遇措置」導入等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	9 L P P - + - + + + + + P C P -	
`		19
アー情報提供・公開と県民の	<del>1</del> 00人吠	
イ 財政情報開示のための新	adologica 公会計制度の充実 ····································	20
ワ 行政サービスの傾利表示	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	21
(20) 施策構築や予算編成過程に	おける見える化の拡充 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(21) 市場化テストの実験的導入	おける見える化の拡充 ·····・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(=1) 1 212 111 122 1312 1371	•	
3 効率的な行政運営体制の整備。	レ光双小羊の世件	
	C 未伤以告切推连 •••••••	_
(22) 組織・機構の見直し		24
(23) 国の出先機関改革に伴う効果	果的な組織や二重行政解消に向けた組織の見直し・・・・・・・・	25
(24)適正な定員管理	•••••	26
(25)適正な給与管理		27
(26)情報システムの全体最適化	•••••	28
(27) 個別業務システムの最適化、		20
		00
ア 個別業務システムの最適		29
	築と総務事務の一層の効率化の検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
(28) 定型業務の処理手順の整備		31
(29) 契約事務の競争性、透明性、	、公正性の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
4 組織の活性化と地域課題の解	<b>沖を日指す</b> 具政の推准	
(20) 4日4年から土井17		2/
(30) 組織の活性化	て <u>たるかせもしも回る</u> はよ <u>からか</u> な	34
(31) 教育内谷の質的允美と字校	活力の維持向上を図る県立学校再編の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(32) 自律型人材の育成	•••••	36
(33) 目標を明確にし、組織とし	て集中的に取り組む ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(34) 現場感覚に優れた人材育成	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	38
(35) 「 旦庁力最大化 , に向けた		39
(26) 「特宁重要士行動計画」に	トス町织	40
(30) 付处争未工门期间回门区	大の状態	40
- 1 - 1 A 47		
財政の健全化		
 1 財源不足額への対応		
	. 財政办案推准計画。	11
(37) 財政健全化に向けた取組 ~	別以以半年進引回~	41
2 持続可能な財政基盤の確立		
(38) 地方公営企業の健全化		

ア 水道用水供給事業・工業用水道事業	44	5
イの病院事業	4	7
(39) 税収の確保と貸付金等未収債権の徴収		
	4:	9
イ 税外未収金の徴収強化・・・・		0
(40) 県有資産の利活用 ・・・・・	5	1
(41) 使用料・手数料の見直し・・・		2
(42) 課税自主権の拡充に向けた検討・・・		3
進行管理		
(43) 改革の取組の進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	4



実施項目

(1)地域主権時代を担う自治の基本原則の 確立に向けた検討 担当部課(室)名

総合政策部企画調整課 総務部経営企画·協働推進室

## 1.これまでの取組状況および課題

本県では、県民政策コメント制度や市町対話システムをはじめ、各種の行政運営ルールを制度化するとともに、国の地方分権・地域主権改革の推進状況を踏まえながら、自治基本条例の必要性等について内部検討を行ってきた。

地域主権時代において、真の地方政府として自治体の自立的な行政運営が期待される中、自治の基本原則を確立することは重要であり、引き続き、県として取り組む必要がある。

県として、政府に対し地域主権改革の推進に向けた提言活動を実施するとともに、全国知事会等の構成員としても、提案を実施してきたが、改革は当初スケジュールどおりの進展がみられない。

本県も設立に向けて主体的に関わった関西広域連合が、平成22年12月に発足した。今後、 広域連合において、地域主権改革の推進に向けた具体的な取組を推進していくこととしてい る。

# 2.計画期間中における取組

## (1) 基本的な考え方

地域主権改革の進展を踏まえ、県政の基本理念や県政運営のあり方を検討する。また、 全国知事会等との連携のもとで、国に対し国と地方との役割分担の明確化や権限や財源の 地方への移譲を求めるなど、地域主権改革後の国と地方の姿を明らかにし、併せて、県と 市町のあり方についても議論を行い、自治の基本原則の検討を行う。

#### (2) 具体的な取組

ア 県政の基本理念や県政運営の基本原則のあり方について、自治基本条例の制定を含め 県民・市町の意向を踏まえた検討を行う。

- イ 関西広域連合で、国出先機関の事務・権限移譲に向けた検討を行い、政府に実現を求めていく。また、全国知事会等の構成員として、義務付け・枠付けの見直しやひも付き 補助金の一括交付金化の実現に取り組む。
- ウ 県と市町が担うべき役割について、「県、市町の施策・事業のあり方についての見直し」の中で検討を行う。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

地域主権型社会の実現に向けて、更なる権限移譲等の取組を進める。

#### 3. 具体的取組項目のスケジュール

取組項目	平成	平成	平成	平成
	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
ア 県政の基本理念や県政運	県民・市町の	基本理念や基		
営の基本原則のあり方に	意向を踏まえ	本原則の検討・	<b></b>	
ついて検討	た意義、内容			
	の検討			
イ 関西広域連合や全国知事	検討・政府提			
会等における地域主権改	案の実施			(事務・権限移
革の諸課題についての検				譲等の一部開
討および政府提案の実施				始)
ゥ 県と市町が担うべき役割	県と市町の担			
について検討	うべき役割を			
	整理			

実施項目	(2)義務付け・枠付けの見直しに基づく地域 の実情に沿った特色あるルールづくり
------	--

担当部課 総務部経営企画・協働推進室 (室)名 総務部総務課

# 1.これまでの取組状況および課題

一括法案の状況を注視しつつ、見直しが行われる条項・事務について、県域の実情を考慮 するとともに滋賀県独自のルールづくりに向けた見直しが必要となる。また、独自のルール づくりにおいては、一層の県民等に対する説明責任が求められる。

# 2 . 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

地域主権改革に基づき、法律による義務づけ・枠付けの見直しが行われることから、県 域の実情に照らし、必要な行政課題に的確に対応した条例や施策の検討を行う。

# (2) 具体的な取組

ア 滋賀らしさのある条例づくりの検討

地域主権戦略大綱を踏まえ、平成23年通常国会に提出予定となっている一括法案等の成 立を見据え、関係各課において県民ニーズに応じた特色ある条例の整備に向けた検討を行う。 これまで国の省令等で定められていた基準等を条例で定めるにあたり、現場のニーズ、課題 等を確実に条例に反映させることができるよう、事業所管課、法務部門が一層の連携のもと条 例制定・改正の検討に取り組む。

イ 県に条例委任された基準等の公表

一括法案を受けて制定・改正する県の条例については、原則として県民政策コメントを実施 し、県民等の意見等を募集するとともに、設定した基準等の考え方について、県民にわかりや すく発信する。

#### (3) 平成27年度以降の取組の方向

県に条例委任された基準等については必要に応じて見直しを行っていく。また、一括法 案以降に新たに条例に委任される基準等についても県民ニーズに応じた特色ある条例の整 備に向けた検討を継続して行っていく。

具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア 滋賀らしさのある条例づ くりの検討	ー括法案成立 後、関係する 条例について			
	、順次制定・ 改正を実施			
イ 県に条例委任された基準 等の公表	取組方針を庁			
寺の公衣	内へ通知・実施			

実施項目 (3) 国への積極的な政策提案活動の実施 (室)名 総合政策部企画調整課

# 1.これまでの取組状況および課題

地域主権型社会や希望の持てる未来社会の実現に向けて、本県の政策を着実に推進する ため、政府における新年度予算の概算要求および秋の予算編成の時期に合わせて、国に対 する政策提案活動を実施しているほか、時々の課題に対する緊急提言や独自提案を実施し てきたが、より効果的な提案活動の実施に向けて、提案内容の充実等を図っていく必要が ある。

全国知事会や近畿ブロック・中部圏知事会による提案活動を実施しており、一層の充実を図る必要がある。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

地域のことは地域で担うことのできる真の地域主権型社会を実現するとともに、国政においても、画一性を排除し、地域の実情に応じた柔軟な施策の実施を求めるため、全国知事会等とも連携を図りながら、国に対して積極的な政策提案活動を実施する。

# (2) 具体的な取組

春と秋の政策提案活動等を実施する。

全国知事会等の一員として、全国知事会等で実施する国への提案活動の充実を図る。 政策提案の充実を図るため、東京事務所を通じた情報収集活動を実施する。

(3) 平成27年度以降の取組の方向 政策提案活動の更なる充実を図る。

具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
国への政策提案活動の実施	継続実施			<b>•</b>

実施項目	(4) 横つなぎの総合行政の実現		総合政策部企画調整課 総務部人事課
------	------------------	--	----------------------

平成23年度の施策の構築にあたっては、テーマごとに関係部局が連携して検討を行い、真に必要性の高い施策・事業への重点化を行うとともに類似事業の重複の排除に努めた。また、平成23年度からの新たな基本構想「未来を拓く8つの扉」の実施計画の策定にあたっては、基本構想に掲げる未来戦略プロジェクトごとに関係部局が連携し、検討を行った。

こうした取組も踏まえ、未来戦略プロジェクトごとの目標管理の導入など、関係部局が連携する取組の継続が必要である。

また、部局を超えた課題に対応するため、これまでからもプロジェクトチームを設置し、 部局横断の議論を行い、意思形成を図ってきた。こうした取組は重要であり、今後も引き続 き連携した取組を進めていく。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

真の地域主権を確立するには、長期的な視点に立脚した戦略的な政策推進が不可欠となる。このことから、政策の立案、推進機能の一層の充実を図るため、対応が必要な重点課題に即して、部局横断による横つなぎの総合行政への転換を図る。

そのため、施策の構築段階から予算編成、目標設定、事業実施、成果の検証に至るあらゆる場面で、部局の枠組にとらわれない業務遂行方法のあり方について、必要な組織体制を含め構築する。

#### (2) 具体的な取組

ア 県政の重要課題や部局横断的な政策課題に一体的に対応できるよう「総合政策部」を 設置するなど、全庁一丸となって取組を進める組織体制を構築する。

また、部局を超えて連携して推進する課題が発生した時には、プロジェクトチーム等を設置するなど関係部局が柔軟に連携を図り課題対応にあたる。

- イ 基本構想に掲げる未来戦略プロジェクトごとの目標管理を実施するとともに関係部局 が連携し、施策の構築等を行う。
- (3) 平成27年度以降の取組の方向

4年間で構築した横つなぎの総合行政の更なる強化を推進する。

	具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
7	部局横断的な政策課題に 一体的に対応できる部局 編成	組織編成			<b>•</b>
7	プロジェクトチーム等に よる施策の推進	継続実施			•
1	基本構想に掲げる未来戦略プロジェクトごとの目標管理による施策の推進	目標管理・施 策構築等の実 施			•

(5)税源移譲の推進等(地方税体系・制度の見直しに向けた提案活動)

担当部課(室)名

総務部税政課 琵琶湖環境部温暖化対策課

# 1.これまでの取組状況および課題

これまで、地域主権時代にふさわしい地方税財源の充実確保に向けて、県単独あるいは全国知事会等を通じて地方への税源移譲などを提言してきた。

先の三位一体改革の結果、平成19年に所得税から個人住民税への税源移譲が実現したが、一方で地方交付税の大幅な削減や法人事業税の一部が地方法人特別税として国税化されるなど真の地域主権につながっていない現状にある。

# 2.計画期間中における取組

## (1) 基本的な考え方

現在、国と地方の最終支出と税の配分には依然乖離があり、自主財源の一層の充実強化を図ることが不可欠である。このため、国と地方の税体系を抜本的に見直すなかで、地域主権時代にふさわしい、安定的な地方税体系の構築に向けて、地域偏在性の少ない地方消費税への税源移譲をはじめとした国への要望、提案活動を推進する。

また、低炭素社会実現の観点から、必要な財源が地方へ配分される「新しい環境税」の 創設に向けて、引き続き提案する。

# (2) 具体的な取組

#### ア 全国知事会等を通じた働きかけ

課税自主権の拡大や地方消費税の充実等の国・地方間の税財源のあり方の見直しの提案や国の動きに対する対応などの地方共通の要望、提案を全国知事会等を通じて国へ働きかける。

#### イ 県独自の働きかけ

法人二税の中間納付に係る還付加算金制度の改善や地方消費税について消費が税収に 適切に反映する清算指標の改善など本県独自の要望、提案を春および秋の政策提案等の 機会を通じて国へ働きかける。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

国と地方が適切な役割分担のもと、真の地域主権時代にふさわしい事務量と責任に見合った安定的な財政基盤の確立に向けて、引き続き要望・提案活動を行っていく。

具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア全国知事会等を通じた働きかけ	継続実施	- 112	2 3 1/2	
1 県独自の働きかけ	継続実施			•

(6)地方交付税の確保(地方交付税総額の確保に向けた提案活動)

担当部課(室)名

総務部財政課

## 1.これまでの取組状況および課題

本県では、厳しい財政状況を背景に平成10年度から「財政構造改革」に取り組み、選択と集中による事業の見直しなど歳入歳出両面にわたり不断の取組を進めてきた。

特に歳入面においては、安定的な財政運営を行う上で、県税と並ぶ主要な一般財源である 地方交付税の確保が極めて重要であり、これまでから、全国知事会等とも歩調を合わせなが ら、国に対し強く要請してきたが、実質的な地方交付税の水準は、依然として地方交付税が 大幅に削減された「三位一体の改革」以前の水準を下回っており、引き続き地方交付税の増 額を求めていく必要がある。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

地方交付税は県税とともに地方固有の主要な財源であることから、財源保障機能および 財源調整機能が適切に発揮されるよう、乳幼児福祉医療費助成など財政需要を実態に即し て適切に積み上げるとともに、法定率の引き上げも含め、国へ積極的に提案する。特にそ の算定においては、琵琶湖の保全など本県の固有事情に見合ったものとなるよう提案する。

# (2) 具体的な取組

全国知事会等および他の地方団体と連携して、地方の財政需要に対応した地方交付税の確保について、以下の趣旨により国へ強力に要請する。

また、琵琶湖の保全に関する経費など本県独自の財政需要への対応についても、あらゆる機会をとらえ、強く国に要請する。

- ・地方財政収支における財源不足が常態化していることから、地方交付税の「財源保障機能」および「財源調整機能」が適切に発揮されるよう、法定率の引き上げにより、 所要の地方交付税総額を確保すること。
- ・義務的経費はもとより、乳幼児医療費助成など広範に実施されている標準的行政サービスに係る経費や琵琶湖の保全など地域事情に応じた経費についても、地方交付税の 算定に適切に反映すること。

#### (3) 平成27年度以降の取組の方向

地方税財政基盤の確立に向けて、継続して国に要請する。

具体的取組項目	平成 23年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
地方交付税の確保に向けた				•
国への要請	あらり	    る機会をとらえ	 え、実施 	·

# 実施項目 (7)「ひも付き補助金の一括交付金化」の推進 (室)名 総務部財政課

#### 1.これまでの取組状況および課題

平成22年6月に閣議決定された地域主権戦略大綱において、地域のことは地域で決める地域主権を確立するため、「ひも付き補助金の一括交付金化」が明記された。

投資に係る補助金・交付金等については平成23年度以降、経常に係る補助金・交付金等については平成24年度以降、段階的に実施することとされているが、一括交付金制度が地域主権に向けて意義のあるものとなるよう、これまでから全国知事会等を通じて、制度設計に際しては、地方団体と十分協議し、その意見を反映するよう求めてきた。

今後、投資に続き、経常に係る補助金・交付金の制度設計が行われることから、引き続き 国に対して適切な措置を求めていく必要がある。

# 2 . 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

地方の自主性、主体性を高めていくため、税源移譲や地方交付税の総額確保を基本とした地方税財源の充実を目指しつつ、国庫補助金についても地域の実情に応じ効果的に事業実施できるよう、総額が確保され、地方の自由裁量を拡大し、実質的な地方の自主財源に転換できるような一括交付金化を目指して、全国知事会等を通じて国に対して提案する。併せて、一括交付金の効果的な活用に向けた方策についても検討する。

#### (2) 具体的な取組

全国知事会等と連携して、一括交付金化の対象範囲、総額、使途、配分方法および事務 手続き等について積極的に提案し、地方団体の意見を制度に反映するよう強く求めていく。 平成23年度予算については、交付金化初年度であり、対象事業が限定され、配分方法 も継続事業に重点を置いたものとされたことから、その枠組みの中で必要な事業に活用す る。また、平成24年度以降については、段階的に導入される一括交付金の制度内容を踏 まえながら、県として重点的に取り組む施策の推進が図れるよう、必要な事業に有効に活 用していく。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

一括交付金の制度改善の提案を行いつつ、最終的には国から地方への税源移譲の実現を求めていく。

具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
一括交付金化に伴う国への 提案	国の制度設計に際して、適切に実施			•
一括交付金の効果的な活用	随時実施			

# 実施項目 (8) 地域主権改革等に基づく市町への権限 移譲の推進

担当部課 (室)名

総務部経営企画・協働推進室

#### 1.これまでの取組状況および課題

地方分権一括法の施行(平成12年4月)に伴い、平成13年度から市町村への権限移譲を行ってきた。市町村合併の進展等に伴い、平成18年2月に市町と県が共同で設置した「滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会」において、「さらなる権限移譲基本計画」を策定し、計画にもとづく権限移譲を推進してきた。(平成22年4月現在、移譲対象74事務中、68事務を移譲)

その後、平成22年6月に地域主権戦略大綱が閣議決定され、基礎自治体への権限移譲についても取組方針が示されたところであり、本県においても、円滑な移譲に向けた取組を推進する必要がある。

# 2.計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

国と地方の役割分担に係る「近接・補完の原則」により、住民に身近な自治体の役割はますます大きくなることから、市町への権限移譲を進める。

地域主権戦略大綱に基づく県から市町への権限移譲を円滑に推進するため、移譲対象となる事務の整理や円滑な移譲に向けた支援策について、県と市町で検討を行う。また、併せて県と市町の事業のあり方を見直した結果を踏まえ、財源措置も含めた新たな移譲計画を策定し、特例条例による県から市町への権限移譲を進める。

# (2) 具体的な取組

- ア 地域主権戦略大綱に基づく市町への権限移譲の推進
  - ・移譲対象となる事務の概要や関連事務について、平成22年度に実施した庁内調査結果を市町と共有し、研修、職員派遣などの必要な支援について検討し、実施する。
- イ 特例条例による県から市町への権限移譲
  - ・「県、市町の施策・事業のあり方についての見直し」結果を踏まえ、県と市町で移譲対 象となる事務の整理を行う。
  - ・移譲を円滑に進めるために、財源措置や研修、職員派遣などの支援について市町と協議を具体的に行い、新たな移譲計画の策定に向けた取組を進める。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

住民サービスの向上や近接補完の原則を踏まえながら、県と市の事務の分担について十分に議論を行い、新たな移譲を進めていく。

また、国の地域主権改革の動向等についても十分注視し、対応する必要がある。

		* *			
		平成	平成	平成	平成
	具体的取組項目	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
	ア 地域主権戦略大綱事務に	市町への情報 提供・支援方			
	関する市町への情報提供 や支援の検討等	提供・又抜力   法の検討・実			-
	「文図の伝記号	施			
			権限移譲実施		<b>•</b>
Ł	「県、市町の施策・事業の	県と市町の事	新たな権限移		
	あり方についての見直し	業見直し結果	譲計画策定		
	」結果を踏まえた県と市	を踏まえた			
	町での新たな権限移譲計	事務の整理		15 20 26 15 15 15	
	画の策定			権限移譲実施	-
-	イ 財源措置や研修、職員派	市町との協議	新たな権限移		
	遣などの支援についての		譲計画への反		
	市町との協議		映		

実施項目	(9) 県、市町の施策・事業のあり方につい	担当部課	総務部経営企画・協働推進室
	ての見直し	(室)名	

社会経済情勢の変化や財源不足が見込まれる状況に対応するため、事業の必要性や適切な 実施主体等の観点から「施策・事業仕分け会議」を実施し、予算編成や財政構造改革プログ ラム策定へ反映するなど改善を図ってきた。

しかしながら、地域主権改革の推進に伴い、これまで以上に県と市町それぞれの力を効果的・効率的に発揮し、住民サービスの向上を図っていくことが重要であることから、望ましい役割分担と責任を明確化していくことが求められる。

# 2 . 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

国の出先機関改革による県への事務移管の動向を見据え、県と市町の役割分担を踏まえ、 重複する事業の解消や責任の明確化について、先に行った事業仕分けの成果も参考にしな がら、公開の場での議論による新たな「事業仕分け」を実施する。

# (2) 具体的な取組

ア 県・市町ワーキンググループの設置による事前準備 県と市町の役割を整理し、重複する事務事業など仕分けが必要となる事務について、 市町とともに検討、抽出する。

#### イ 事業仕分け会議

課題となる事務事業を、30~40項目程度に絞り込み、集中して実施し、事務の共同化、関与のあり方の見直し、権限の移譲などの方向性を決定する。

- ウ 実現のための県・市町ワーキンググループの設置、検討 「事業仕分け」を踏まえ、県と市町ワーキンググループを設置し、仕分け結果の実現 に取り組む。
- (3) 平成27年度以降の取組の方向 社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて実施を検討する。

具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 26年度
ア 県・市町ワーキンググル ープの設置による事前準 備	事前準備の実施			
イ 事業仕分け会議の実施	仕分けの実施			
り 実現のための県・市町ワ	仕分け結果の 検討			
<ul><li></li></ul>	検討	仕分け結果の 反映		-

(10) 県と市町の事務の共同化についての 検討 担当部課(室)名

総務部経営企画·協働推進室 総務部自治振興課 総務部人事課

# 1.これまでの取組状況および課題

自主財源の確保、滞納額の削減を図ることが県と市町の共通の課題となっていることから 税務の分野においては「滋賀地方税滞納整理機構」を発足し、市町と共同徴収に取り組んで きたところであるが、これ以外の業務についても、地方自治法の改正の動向も見据え、検討 を進めていく必要がある。

#### 2.計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

県と市町の組織について一層の効率化を図るため、事務の共同化を行う項目を整理し、 継続審議中の地方自治法の一部改正法案に盛り込まれている「行政機関等の共同設置」も 視野に入れ、共同で処理するための組織について、市町と議論検討を積極的に進める。

#### (2) 具体的な取組

共同処理を行った方が効果的な事務の選定や行政機関の共同設置など共同化に向けての課題等について、「県、市町の施策・事業のあり方についての見直し」による検討結果を踏まえ、県と市町で具体の議論・検討を進める。

行政機関等の共同設置に係る地方自治法の改正の動向も見据え、共同化を進める具体的な業務等について、人員、手順、工程等を明らかにしていくこととし、必要に応じ組織体制の整備に向けた準備に取り組み、可能なものから実施する。

#### (3) 平成27年度以降の取組の方向

取組期間中の成果を評価するとともに、社会経済情勢の変化などを踏まえながら平成27年度以降も共同化による効率化が図れる事務について検討する。

具体的取組項目	平成	平成	平成	平成
	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
共同化を進める事務の選定や組織の検討	施まりた。 ・事のの ありには は可は ・決 ・の のは のは のは のは のは のは のは のは のは の	検討調整の結果、実施		•

|--|

県では、平成21年度に「滋賀県自治振興交付金」を設け、県内市町がそれぞれの地域の実情に応じ、独自性を発揮した施策を展開するために行う事業について支援してきた。

一方、国では、自治体の自主性・自立性を高める趣旨から、住民ニーズや地域の実情に応じて行政サービスを提供できるようにするため、従来のひも付き補助金を廃止し、一括交付金化を進める改革が検討されている。こうした地域主権改革の動きを受けて、県においても制度の導入に向けて、積極的に県と市町双方による検討を進めていく必要がある。

# 2 . 計画期間中における取組

## (1) 基本的な考え方

国、県、市町の役割分担を踏まえた改革の一環として、市町の裁量による、自主・自立の行財政運営が可能となるよう、県補助金の「一括交付金化」の導入について、市町の意見を踏まえながら検討を行う。

# (2) 具体的な取組

ア 「滋賀県版一括交付金制度」の検討

一括交付金化の制度導入に向けて、克服すべき課題などについて具体の議論・検討を 進める。

国の一括交付金の制度検討内容を参考としつつ、市町の自主性・自立性を高める観点から制度を構築する。

#### 検討項目

- ・一括交付金化の交付方法 (算定方法、交付金の使途、括り方(分野))
- ・一括交付金化する補助金等の対象範囲 (補助支援メニューの見直し) など
- イ 「県、市町の施策・事業のあり方についての見直し」に取り組む中で、補助金の交付 金化について検討する。
- (3) 平成27年度以降の取組の方向 導入する場合、社会経済情勢の変化などを踏まえながら、効果について評価をする。

具体的取組項目	平成 23年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア「滋賀県版一括交付金制 度」の検討	庁内検討			
イ「県、市町の施策・事業の あり方についての見直し」 での検討	県・市町間での検討調整			
(制度導入する場合)		制度設計、規 則(要綱)の整 備	制度実施	-

実施項目 (12)国の出先機関改革に伴う受け入れが適 当な出先機関事務の検討・提案

担当部課

(室)名

総合政策部企画調整課 関係所管課

1.これまでの取組状況および課題

全国知事会の一員として、平成22年7月の全国知事会議において、直轄国道・河川および ハローワークを早期に移管するよう求めていくことを決め、国と地方の協議の場等で要請活 動を行っているが、関係府省の抵抗が強く、当初予定されたスケジュールどおりの取組の進 展はみられない。

国の出先機関改革を推進するため、平成22年11月に開催された近畿ブロック知事会議で、 関西広域連合を受け皿として、国の出先機関の丸ごと移管を求めていく方針を確認したとこ ろであり、今後、取組を充実していく必要がある。

関西広域連合に「国出先機関対策委員会」を設置し、関係府県とともに、国の出先機関の 事務・権限、財源の移譲を強力に要請していくこととしている。

県として受け入れるべき国の出先機関の事務・権限や、その受け入れ体制等について、庁 内での検討を開始した。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

国の出先機関が移管された場合に、本県が受け入れる事務・権限や人員、さらには必要 とする予算などについて、あらかじめ検討を行う。併せて、円滑な事務・権限、財源の移 譲を図るため、国に対し全国知事会等とも連携し必要な提案を行う。

# (2) 具体的な取組

- ア 国による取組に先立ち、国の出先機関の事務、権限に係る情報収集・分析を行い、住 民サービスの向上等の観点から、県として受け入れが望ましい事務・権限や、受け入れ に伴い必要となる人員や予算等を検討する。
- イ 関西広域連合に、国の出先機関の原則廃止に向けた検討を進めるため、「国出先機関 対策委員会」が設置され、さらにその下に具体的な調査・研究を行うための6つの検討 |会が設けられた。本県は、地方整備局移管検討会の河川砂防部会の幹事として検討を進 め、関係府県とともに国の出先機関の権限、財源、職員の一体的移管を目指す。
- ウ 関西広域連合や全国知事会等の一員として、国の出先機関改革に向けた提案活動を行 う。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

国の出先機関改革の進捗状況を踏まえ、更なる移管の実現に向けた検討・取組を行う。

	D (4.55 m)(0.75 D	平成	平成	平成	平成
	具体的取組項目	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
Ī	′受け入れるべき事務・権	検討			
	限や受け入れ体制等の検				
	討				
1	/ 関西広域連合「国出先機	検討			事務・権限の
	関対策委員会」での検討			-	移譲(第1次)
ţ	関西広域連合や全国知事	提案活動の実			
	会等での、出先機関改革	施			
	の実現に向けた提案活動				
	の実施				

実施項目 (13)府県境を越える広域的課題への対応

担当部課

(室)名

総合政策部企画調整課

#### 1.これまでの取組状況および課題

近畿ブロック知事会議において、広域防災対策等の広域的課題について検討を行ってきた ほか、近畿高等学校総合文化祭を知事会の共同事業として実施してきた。今後は、関西広域 連合との役割分担も踏まえながら取組の充実を図っていく必要がある。

中部圏知事会議で、広域的課題についての意見交換や政府への要望等を実施しているが、取組内容が硬直化しており、活性化が求められている。

福井・岐阜・三重・滋賀の4県で構成する「日本まんなか共和国」において、文化、広域交通網の整備、雇用確保対策、環境、職員研修、定年退職者の元気活用等の共同事業などの取組を行っているが、一層の充実が求められている。

京滋知事懇談会や岐阜県・滋賀県知事懇談会等を開催しているが、新たな協議テーマの発掘等による連携強化を図っていく必要がある。

関西広域機構(KU)に参画し、観光・文化振興、環境保全、防災等の分野で、近畿圏全体の総合力を高めるための取組を推進してきたが、関西広域連合の設立に伴い、組織体制や事業の見直しが求められている。

関西全体の広域行政を担う責任主体づくり等をねらいとする関西広域連合が、平成22年12 月に発足したところであり、今後、府県間連携の強化に向けた各種事業を展開していくこと としている。

関西広域連合への対応および近畿・中部・北陸圏域との結節点にある本県の地の利を活かした広域行政を推進するため、庁内に「広域行政推進会議」を設置し、具体的な連携施策等の検討を行うこととしている。

# 2.計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

府県境をまたがる広域的行政課題の増加・複雑化等に対応するため、関西圏・中部圏・ 北陸圏との府県間連携の一層の充実を図っていく。

また、関西における広域防災対策や広域観光、広域環境保全等の広域的課題への取組の充実を図るため、広域行政の責任主体となり、地方からの地域主権改革の推進や、国の出先機関の原則廃止に伴う事務・権限の移譲の受け皿となることをねらいとして平成22年12月に設立された「関西広域連合」を活用する。

# (2) 具体的な取組

ア 関西広域連合を活用した広域的行政課題への取組の充実を図る。

イ 広域行政推進会議において、広域行政指針を策定するとともに、全庁的視点から本県 の広域行政における課題について検討し、中部圏知事会議や日本まんなか共和国等での 取組に反映させていくことにより、近畿のみならず中部・北陸の各府県とも連携強化を 図る。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

関西広域連合を活用した広域的行政課題への取組の充実を図る。

広域行政推進会議で、広域的行政課題への対応を検討するとともに、日本まんなか共和 国等での取組を通して、府県間連携の一層の充実を図る。

		平成	平成	平成	平成
	具体的取組項目	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
7	関西広域連合での広域的	設立当初の事			
	取組の推進	務の実施		-	
		拡充する事務			事務・事業の
		事業の検討		•	拡充
1	広域行政推進会議での広	現状分析、広	指針に基づく		
	域的行政課題の検討・施	域行政指針の	施策の具体化		
	策化、近隣府県との連携	策定、施策化	・近隣府県と		
	強化	に向けた検討	の連携強化		

実施項目	(14)「県と市町との対話システム」の効果的 な運営	担当部課(室)名	総務部自治振興課
------	-------------------------------	----------	----------

滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会の報告(平成17年2月)を受け、平成18年12月に「滋賀県自治創造会議」を設置し、平成20年4月に「滋賀県市町対話システム申合せ」により新たな対話システム(滋賀県市町対話システム)として制度を刷新した。

平成21年度は自治創造会議や調整会議の開催が見送られ、協議の場として十分に機能していなかったところであるが、22年7月の知事と市町長との懇談において、年4回の定期開催とすることが合意され、10月には第6回自治創造会議を開催した。今後においても、システムのより効果的な運営を図る必要がある。

#### 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

滋賀県市町対話システムが、県と市町のより適切な連携・協力関係を構築し県と市町の協働による自治の創造に資するよう、自治創造会議においては、取り上げる議題やテーマを工夫して、双方にメリットのある政策形成に向けての議論を展開するとともに、定期的に開催して首長同士での意思疎通を図る。加えて、様々なレベルでの対話を適切に実施する。

#### (2) 具体的な取組

- ア 滋賀県市町対話システムは、県の長期構想等の基本的事項を定める計画や条例の策定 および県市町に共通の自治の重要事項を対象としていることから、中期的な展望を県と 市町で協議・共有しつつ具体的な課題の議論ができるような運営を図る。
- イ 自治創造会議について、次のとおり改め運営する。
  - ・会議開催回数については、概ね2月、4月、8月および11月の年4回の開催(必要に応じて臨時会議)とする。
  - ・座長は持ち回りで、出席は原則本人とする。
  - ・自治創造会議の議題・テーマについては、県・市町から提案し、多数の場合はアンケートにより決定する。
- ウ 調整会議や部課長レベルでの会議を適切に開催していく。

## (3) 平成27年度以降の取組の方向

今後の地方分権・地域主権改革の動向と、国・県・市町の役割分担を踏まえながら、システムが、引き続き県と市町との率直な対話を重ねられる場として機能するよう、分権型社会に相応しいものへと充実・強化を図る必要がある。

具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
1 自治創造会議の開催	年4回(2、4、8			•
	、11月)の定期 的開催、臨時 会議			ŕ
ウ 県・市町調整会議等の開 催	随時開催			

(15)「協働提案制度」を踏まえたさらなる協働の推進

担当部課(室)名

総合政策部県民活動生活課 総務部経営企画・協働推進室

1.これまでの取組状況および課題

平成19年10月に、NPOと県行政との協働を推進するために助言や提言等を行う「しが協働推進ボード」から協働提案制度創設の提言をいただき、平成20年度に設置した同制度検討委員会から平成21年1月に「提言書」が知事に提出され、県の制度として創設した。

平成21年度における募集に対する28件の提案中11件が平成22年度の協働事業として実施しており、平成22年度の募集に対しては12件の提案中2件が最終選考された。

なお、上記と併せて、本県では、平成22年度当初予算ベースで約130の協働事業(協働提案制度に基づく事業およびゼロ予算事業を含む。)が展開されているところである。

しかしながら、上記の提案制度に基づく施策テーマの提示が減少していること、提案者が 感じる課題の重要性・施策の優先度が県行政と乖離している面があることなどの課題がある。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

「協働提案制度」の実施を踏まえ、さらに多様な主体が提案しやすい仕組みを検討し、 各部局における主体的な協働を推進する。改善に当たっては、「施策・事業の仕分け」の 結果も参考にし、公共サービスの担い手が拡がるよう、協働の視点から県事業を見直し、 広く提案が受けられるよう工夫する。

# (2) 具体的な取組

- ア 多様な主体とのさらなる協働の推進や「新しい公共」による自主的な地域課題解決に 向けた活動が継続、発展する環境づくりのため、多様な主体から現場視点を生かした様 々な提案を募集し、「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」を実施する。
- イ 県の事業を公開し、公共サービスの担い手の多様化を図る協働化(市場化)テストを 検討し、実施する。
- ウ 各所属で推進している協働事業の成果を公の場で評価する場を設定し、より一層の自 主的な協働事業の推進を図る。
- エ 協働に造詣の深い専門家等に、県と多様な主体との対話の場のコーディネートをはじめ協働の取組に関する幅広い指導・助言・評価を得るため、「協働アドバイザー」を設置する。
- オ 庁内各部局・関係機関や市町において、協働の相手方との橋渡しや、協働施策の企画 ・調整、事業評価に関する支援・助言を行うことができる「協働コーディネーター」を 養成する。
- (3) 平成27年度以降の取組の方向

県に対して協働事業の提案を希望する主体が常に県と話し合うことができ、提案希望者・県双方が事前に課題・ニーズを十分認識し協働化につなげていくための対話と協議の場を継続して設けることとする。

ライド・ドリーハルローバ 口 マン・ハン ユ	* *			
	平成	平成	平成	平成
具体的取組項目	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
ア 「新しい公共の場づくり	モデル事業の			
のためのモデル事業」の	実施	<b></b>		
実施				
イ 「協働化(市場化)テス	「協働化( 市場			
ト」の検討、実施	化)テスト」			
	の検討、実施・			<b>-</b>
ウ 協働事業成果の公表・評	協働事業評価			
価	成果発表会の			
	開催			<b></b>
I 「協働アドバイザー」の	アドバイザー			
設置	による指導・			
	助言等			<b></b>
オ 「協働コーディネーター」	養成講座の開			
の養成	催			
	ĺ			

(16) 協働型県政の推進のための職員研修 の充実 担当部課(室)名

総務部経営企画・協働推進室 総務部人事課 政策研修センター

# 1.これまでの取組状況および課題

自治体職員は現在の複雑・多様化する地域課題や住民のニーズに対応するため、今まで専ら行政が担ってきた公の領域について、住民、地域団体、NPO、企業等の多様な主体と積極的に協働し、ともに地域を支え合う社会づくりを推進することが不可欠となっている。このため、政策研修センターで平成11年度から平成18年度まで実施してきた「NPO・協働研修」(前身の研修も含む。)に続いて、平成19年度からは県民活動課において「協働推進セミナー」を実施している。また、平成20年度からは多様な主体との協働の観点を取り入れた内容で開催している。

しかしながら、行政以外の様々な主体による公共的な活動の現場実態やそうした主体との協働については理解が十分に進んでいるとは言えず、また理解を深める機会も限定されている。

また、実際に協働を進めるに当たっては、関係者の相互理解や信頼関係の構築が不可欠であり、今後、そのための合意形成能力やファシリテート能力を備えた人材をさらに養成していく必要がある。

# 2.計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

協働の推進に当たっては、各部局において自主的に協働を進めていくことが重要であることから、職員の協働に対する理解を促進するとともに、各部局で協働を推進する際の多様な主体の立場を踏まえ、助言・コーディネートができる人材を育成する。

#### (2) 具体的な取組

# ア 協働推進セミナーの実施

日頃他の主体との協働に関連する業務を計画・実施している行政職員等が、地域団体、NPOおよび企業の公共における社会的役割や、多様な主体との協働について認識し、あわせて関係者の交流と相互理解を深めるためセミナーを実施する。なお、平成23年度以降は現地研修を年間複数回実施することにより、より多くの職員が多様な主体の活動現場を知る機会を増やす。

#### イ 協働コーディネーターの養成【再掲】

庁内各部局・関係機関や市町において、協働の相手方への橋渡しや、協働施策の企画 ・調整、事業評価に関する支援・助言などを行うことができる「協働コーディネーター」を養成する。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

より良い公共サービスを行っていくためには、今後も「協働」を推進していくことが必要である。

具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア 協働推進セミナーの実施	 継続実施			•
イ 協働コーディネーターの 養成	養成講座の開 催			•

実施項目 (17)多様な主体が活動しやすい基盤の整備 担当部課 総合政策部県民活動生活課 (室)名

# 1.これまでの取組状況および課題

県域の市民活動支援センターとして平成9年4月に設立された淡海ネットワークセンターは、地域づくりやまちづくり、福祉、環境、文化等の様々な分野における県民の自主的な社会的活動を総合的に支援してきた。

社会的な活動に取り組む市民活動団体は「資金」と「人材」に大きな課題を抱えている。 これらに対応するため、淡海ネットワークセンターではおうみNPO活動基金による活動基 盤強化のための資金助成、活動継続のための市民事業化支援、おうみ未来塾による地域プロ デューサーの養成に努めてきたところである。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

県域で市民活動支援や市民事業化支援等に取り組み、公益財団法人化を進め、そのメリットを活かし、資金、人材等必要な支援を行う淡海ネットワークセンターを通じて、多様な主体の社会貢献活動を支援する。

# (2) 具体的な取組

ア 淡海ネットワークセンターを通じた支援

公益財団法人化によって税制上の優遇措置を受けることが可能となることから、「未来ファンドおうみ」による寄付の募集と、その寄付を原資とする市民活動団体への助成を制度化し、資金支援へのサポートを行う。

また、市民活動団体の自立に向け市民事業化支援を継続して実施するとともに、おうみ未来塾を通じた人材育成に努める。

イ 新しい公共支援事業を通じた支援

「新しい公共」の担い手となるNPO等の情報発信力の向上を図る講座の開催や経理専門家派遣など自立的活動を支援する事業を行うことにより、「新しい公共」の拡大と定着を図る。

ウ 県の役割を踏まえた地域づくり支援方法の検討

多様な主体による地域づくりを支援するため、市町域で分散している地域づくり情報等を集約・発信・共有できるホームページの運営等を行う。

(3) 平成27年度以降の取組の方向

淡海ネットワークセンターの取組も踏まえ、組織のあり方を定めていく。

	平成	平成	平成	平成
具体的取組項目	23年度	24年度	2 5 年度	26年度
ア 淡海ネットワークセン	公益財団法人			
ターの公益財団法人化	としての運営 開始			-
ア「未来ファンドおうみ」	「未来ファン	民間資金受付		
による民間資金の導入と	ドおうみ」正式	、市民活動団		<b>•</b>
市民活動団体への助成	発足、民間資金 受付、市民活動	体への助成		
	団体への助成			
イ新しい公共支援事業に	公募事業等の			
よる支援	実施	-		
り ホームページの運営	運営			
				<b></b>

(18)公益社団・財団法人への「個人県民税における寄附優遇措置」導入等

担当部課(室)名

総務部税政課 総合政策部県民活動生活課

# 1.これまでの取組状況および課題

地域に密着した民間公益活動や我が国の寄附文化を一層促進するため、平成20年度の地方 税法の改正において、所得税法の控除対象寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附 金として地方団体が条例で指定したものを、新たに税額控除の対象とする寄附金税制の拡充 が図られた。

公益社団・財団法人に対する寄附金は上記の所得税法に掲げる寄附金に含まれるため、条例で指定可能な他の団体への寄附金と併せて指定についての検討を行う必要がある。

県条例による控除対象寄附金の指定は、県の財政状況を見ながら検討してきたところである。

なお、NPO法人(租税特別措置法に規定する認定特定非営利活動法人を除く。)への寄附金については、現行法上、条例指定できる対象に含まれていないが、平成23年度税制改正で地域において活動するNPO法人等への支援として、寄附対象団体の拡大措置が盛り込まれていることから法改正を見据えた対応が求められる。

# 2.計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

寄附文化の醸成や地域に密着した民間公益活動の促進を図る必要性から、公益社団・財団法人等への「個人県民税に係る条例指定寄附金税額控除制度」の導入に向けて制度設計を行い、財政状況を勘案しながら導入を図る。また、NPO法人についても、同制度拡充に関する国の動向を踏まえて、制度導入について検討を行う。

## (2) 具体的な取組

- ア 寄附金税額控除の対象として条例で指定すべき寄附金、指定方法などを検討する。
- イ 個人県民税の税額控除に係る事務を扱う市町との意見交換および調整を行う。
- ウ 寄附金税額控除の対象となる寄付金について定める条例案を検討する。(条例の制定 および施行時期は今後の財政状況を勘案して決定する。)
- エ 現行法では条例指定できないNPO法人に対する寄附金ついては、税制改正により地方団体が条例で指定できる仕組みができた時点で検討対象とする。
- (3) 平成27年度以降の取組の方向 制度導入後も必要に応じて指定対象の見直しを行う。

	平成	平成	平成	平成
具体的取組項目	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
ア 寄附金税額控除の対象と して指定する寄附金や指 定方法の検討	庁内関係課と の調整 指定対象・指 定方法の検討	-		
イ 市町との意見交換および 調整		市町との意見 交換 条例案への反 映		
<ul><li>う 寄附金税額控除対象を指 定する条例案の検討</li></ul>	条例案の検討 	-		
I NPO法人への寄附金につ				
いての検討	条例指定できるよう税制改正された後、改正内容を踏まえて 上記の具体的取組項目について取り組む。			

(19)県政情報の積極的提供・公開と県民の 声の施策への一層の反映

〔ア 情報提供・公開と県民の声の反映〕

担当部課(室)名

知事直轄組織広報課 総合政策部県民活動生活課 県民情報室

# 1.これまでの取組状況及び課題

各媒体の見直しやパブリシティの積極的な活用を通じて、様々な情報を提供するとともに、県民との対話を進めてきた。しかし、厳しい財政状況の中、情報発信の機会は減ってきており、職員の広報・広聴に対する意識・能力の向上やパブリシティのより積極的な活用とともに、県民の声を施策により一層反映させていくことが必要である。

また、情報公開では、職員への制度周知や積極的情報提供の啓発を行い、県民目線での役所ことばの改善等にも取り組んでいる。今後は、情報提供内容の一層の充実が必要となっている。

#### 2.計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

県が保有する情報は県民の共有財産であり、県民本位の県政を進めていくためには、県の情報を広く確実に伝えるとともに、県民から寄せられる声を施策に活かしていく必要がある。このため、広報・広聴における職員の意識および能力の向上やパブリシティの一層の活用により効果的な県政情報を発信し、積極的な情報公開を行うとともに、県民の声の収集機会の充実を図る。

# (2) 具体的な取組

- ア 職員の広報に関する意識や能力を高めるため、これまでの研修資料等を体系化した「 広報マニュアル」を作成し、様々な研修の場での活用を進める。
- イ 県政情報を効果的・効率的に発信するため、パブリシティの活用をより一層進める。
- ウ 「知事と語る滋賀の未来事業」について、重点テーマに沿った対話先を選定するとと もに対話結果の活用の拡大などを図る。
- エ より積極的な情報提供の取り組みを進めるため、情報公開・個人情報保護調整会議を 開催し、「情報提供の推進に関する要綱」における対象となる情報を全般にわたって見 直しを行う。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

引き続き、効果的広報の在り方の不断の検討やパブリシティの活用を進めることによる情報発信力を高めるとともに、積極的に県民の声に耳を傾けることにより、県民ニーズを的確に捉えつつ、県政情報の積極的提供・公開と県民の声の施策への一層の反映を進める。

	, v			
	平成	平成	平成	平成
具体的取組項目	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
ア 職員への様々な広報研修	「広報に引って	「広報ニュル」を		
の実施「広報マニュアル	作成	使った研修		-
」の作成と活用			(「広報ニュアル」	
			の2佐丁)	
イ 「パブリシティの手引き			,	•
」の活用促進	(「躬き」の		(「躬き」の	
	`改訂)		`改訂)	
り 「知事と語る滋賀の未来	,		,	
事業」の実施と活用	実施・結果公表			
5 5,14 2 3 5 4,10 = 1,11,15	施策への反映			
I 「情報提供の推進に関す				
る要綱」の見直しおよび	検討	実施		
積極的な情報提供の推進	17413	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		<b></b>
	(提供内容充実)			
	(3~1) (1)	l		

(19)県政情報の積極的提供・公開と県民の声の施策への一層の反映

〔イ 財政情報開示のための新公会計制 度の充実〕 担当部課

(室)名

総務部財政課 会計管理局管理課

#### 1.これまでの取組状況および課題

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、地方分権の流れが加速する中、県の財政 状況をより総合的かつ長期的に把握する手法として、平成12年度から企業会計的財務分析 を導入し、その一環として「貸借対照表」および「行政コスト計算書」の作成・公表を行っ てきた。

その後、平成18年8月の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(総務省)」において地方公会計改革の方針が示されたことから、企業会計的手法による財務分析の一層の充実を図るため、平成21年度から新たに「純資産変動計算書」と「資金収支計算書」を追加し、新公会計制度による情報開示を推進している。

新公会計制度は、国や地方公共団体で採用されている現金主義による会計処理を補完するものであり、現在保有している資産総額やフルコスト情報、県の関与が大きい関連団体を含めた連結財務状況など、これまでの財政指標では見えにくかった情報を開示することができることから、今後も県民へのわかりやすい情報提供の観点から充実を図る必要がある。

#### 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

県全体の財務状況について、県民にわかりやすく情報を開示するため新公会計制度の充 実を図る。

# (2) 具体的な取組

県民に対して新公会計制度に基づく情報開示を積極的に行うとともに、職員に対しても 新公会計制度の意義・内容の理解を深めるよう周知を図る。また、財政状況に係る透明性 を高めるとともに、コスト意識の高い行政経営を行っていくため、「今後の新地方公会計 の推進に関する研究会(総務省)」の検討内容や他府県の取組状況等も参考にしながら、 資産評価の方法等についてより精度を高めるための検討や財政運営への活用方法の検討を 行い、新公会計制度の充実を図る。

#### (3) 平成27年度以降の取組の方向

国や他府県の動向も踏まえながら、新公会計制度の充実、改善を図る。

• •			
平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
情報開示			-
職員の意識啓 発			<b></b>
財務諸表の作 成方法・活用 検討	<b></b>		
	23年度 情報開示 職員の意識啓 財務諸表の作成方法・活用	23年度 24年度 情報開示 職員の意識啓 発 財務諸表の作 成方法・活用	23年度     24年度     25年度       情報開示     職員の意識啓発       財務諸表の作成方法・活用

実施項目	(19)県政情報の積極的提供・公開と県民の 声の施策への一層の反映		総務部経営企画·協働推進室
	〔ウ 行政サービスの値札表示〕	(室)名	

平成20年度に、県が提供している行政サービスや事務、事業等(以下「サービス等」という。)について、その内容や効果などの情報とともに、人件費等を含めた総費用を県民にわかりやすい形で表示するものとして、107件のサービス等について『行政サービスの「値札」表示』を試行した。

平成21年度以降も、引き続き、わかりやすく表示することや情報提供方法等を改善しつつ 実施してきた。(平成21年度 111件、平成22年度 107件)

サービス等の必要性や効果などについて県民によりわかりやすい情報内容や提供手法となるよう工夫していく必要がある。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

・ 県が提供しているサービス等について、総費用、単位当たり費用、効果などの情報を分かりやすい形で表示する「行政サービスの値札表示」について、市町との共同実施を検討するなど、一層の充実を図る。

# (2) 具体的な取組

- ア 毎年度予算にかかるサービス等について行政サービスの「値札」の作成・表示による 情報提供を行う。
- イ 「県、市町の施策・事業のあり方についての見直し」の中で検討し、共同実施に賛同のあった市町と、実施項目や表示内容、広報方法などを協議し「値札」表示の共同実施を進める。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

ゲービス等の必要性や効果などについて県民にわかりやすく情報提供できるように、「値札」表示の一層の改善に努める。

具体的取組項目	平成 23年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア 行政サービスの「値札」 の作成・表示の実施	継続実施			<b></b>
イ 市町との「値札」表示の 共同実施の検討	施策・事業の あり方の見直 しの中で検討			•

実施項目	(20)	施策構築や予算編成過程における見	担当部課	総合政策部企画調整課
		える化の拡充	(室)名	総務部財政課

施策を構築する過程については、平成23年度に向けて、現状と課題や施策の方向性、具体的な事業などに係る知事と各部局長との協議の実施概要を公表したところであるが、よりわかりやすく、また迅速化に努めるなど一層の充実が求められている。

また、予算編成過程の見える化に向けては、これまでから当初予算の見積状況および当初 予算案の概要について、記者発表や県のホームページ等を通じて公表してきた。

平成21年度当初予算編成からは、さらに知事協議の場を公開し、結果概要についても県のホームページに掲載している。

# 2.計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

行政運営に関する県民の認識と参画が促進されるよう、政策課題協議など施策の検討結果を公開するほか、予算の見積書の提出から決定までの過程について、可能な媒体を活用し、広く公開をし、見える化を推進する。

# (2) 具体的な取組

- ア 県民主体の見える県政を推進するため、施策の構築過程については、平成23年度に向け、予算編成過程と一連の流れにある知事と部局長との協議の実施概要を公表しており、その一層の充実を図る。
- イ 予算編成過程については、平成23年度当初予算から、新たに予算見積以降、内示、 部長調整後、知事査定後の各段階における予算編成の状況をその理由とともに公表し、 一層の透明化を図る。
- (3) 平成27年度以降の取組の方向引き続き、施策の構築過程や予算編成過程の見える化に向けた取組を推進する。

具体的取組項目	平成 23年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア 施策の構築過程における 知事と部局長との協議の 見える化の推進	知事と部局長 との協議にあ ける実施概要 の公表をより 一層充実			•
イ 予算編成過程の見える化 の推進	平成23年度 当初予算から 予算の査定理 由等を公表			•

実施項目	(21)市場化テストの実験的導入等	担当部課	総務部経営企画・協働推進室
		(室)名	

公が担い展開してきた領域について、誰がどのように担うべきか、公共サービスのあり方 を見直し、様々な主体が参加することのできる環境づくりが進められている。

国においては平成18年に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」が施行され、いわゆる市場化テストの導入が進められている。一方、地方公共団体においても、民間企業、NPO等から事務事業の民間開放や実施手法の改善について意見を受け付ける「民間提案制度」などの導入が進んでいる。

これまで、他府県の取組事例を調査するとともに、本県での導入や制度設計について検討してきた。

# 2 . 計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

県が実施している施設維持管理業務等について、サービスの質の向上やコスト削減を図る観点から、民間企業などが有する力や効率的事業方法を活かす、いわゆる市場化テストの実験的導入などを進める。

# (2) 具体的な取組

# ア 協働化(市場化)テストの検討、実施【再掲】

県の事業を公開し、効率的な業務執行手法や民間での実施を可能とするための条件、サービスの維持向上のために改善できる事項などについて、民間からの提案を募集し、提案のあった内容について県で検討の上、民間委託等の可否、委託業務内容を決定後、改めて業務委託者の選定を行う協働化(市場化)テストを検討し、実施する。

提案対象となる業務については、県の全事業とすることを前提に検討する。

#### イ 指定管理者制度の改善

指定管理者制度についても、インセンティブ付与の仕組みなど継続的な改善に取り組む。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

制度の検証を行い、行政以外の多様な主体の力を積極的に活用する手法の導入を進めていく。

具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア協働化(市場化)テスト	制度検討、制			
の検討、実施	度実施			
イ 指定管理者制度の改善	インセンティブ付与		募集要項への	実施
	手法の検討		反映	

実施項目 (22) 組織・機構の見直し 担当部課 総務部人事課 (室)名

#### 1.これまでの取組状況および課題

簡素で効率的な組織を目指す一方で、県民ニーズに即応した行政サービスの提供を図ることにより効果的、効率的な組織機構の整備を進めてきた。

地方機関については、市町村合併が進展し、県に求められる役割が総合化から専門化へと 変遷してきたことを踏まえ、平成21年度には総合地方機関制度を廃止し、各行政分野にお けるサービス提供の管轄区域の見直しを行い単独事務所に再編した。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

地域主権改革の進展や市町村合併による基礎自治体の行財政基盤の整備の進展などに伴い、県の役割が広域化、高度専門化へと変化していくことを踏まえ、一層スリムで効率的な組織となるよう本庁および地方機関の見直しを行う。

# (2) 具体的な取組

# ア 本庁の組織・機構の見直し

県行政を取り巻く諸情勢を勘案し、各部局の意見、提案や他府県の動向などを踏まえながら、毎年度、部課体制の検討を行い、必要な見直しを実施する。

スリムで効率的な組織体制とすることを基本にしながら、平成23年度から基本構想に沿った取組を全庁あげて着実に進めるため、県政の重要課題や部局横断的な政策課題に一体的に対応できる部局編成などの組織体制を整備する。

# イ 地方機関の組織・機構の見直し

簡素で効率的な組織体制の整備を念頭に置きながら、市町村合併による基礎自治体の行財政基盤の整備の進展などに伴う県の役割の変化を踏まえ、地方機関の機能や事務所数など必要な見直しを進める。

平成23年度においては、湖北地域において土木事務所の再編を行う。

#### ウグループ制の効果的な運営

グループ制の課題を整理し、あり方の検討を行い、一層効果的な組織の運営ができるよう見直しに取り組む。

#### (3) 平成27年度以降の取組の方向

毎年度、スリムで効率的な組織体制となるよう継続的な見直しを行う。

具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア 本庁の組織・機構の見直 し(部課体制の見直し)	検討 実施			<b>•</b>
イ 地方機関の組織・機構の 見直し	検討実施			•
ゥ グループ制の効果的な運営	見直し検討	実施		•

(23)国の出先機関改革に伴う効果的な組織 や二重行政解消に向けた組織の見直し

担当部課

総務部人事課 総務部経営企画・協働推進 (室)名【室

## 1.これまでの取組状況および課題

国の出先機関改革については、各府省による国の出先機関の事務・権限についての自己仕 分けの結果を検証し、地方として必要な主張を行ってきた。

今後も出先機関改革の動きを注視しつつ、地方に移譲される事務・権限を見定め、効果的 な県組織の見直しや体制の構築に向けた準備対応が求められる。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

国の出先機関が移管された場合に受け入れることとなる事務に関して、また、県、市町 の施策・事業のあり方について見直し、二重行政の解消が必要と考えられる業務分野に関 して、効果的な県の組織のあり方の検討を行う。

## (2) 具体的な取組

ア 事務・権限の地方移譲に伴う組織体制づくり

実施項目(12)に掲げるアの具体的な取組を受けて、円滑な事務の受入れのための必要 な対応について、その手順、工程等を明らかにし組織(機関)の再編を進める。

イ 県と市町の施策・事業のあり方見直しを踏まえた組織の見直し

「県、市町の施策・事業のあり方についての見直し」の実施結果を踏まえ、県と市町 とで行われている類似事業について、重複する事業の解消が必要と整理された事務事業 や、共同処理する事務等の方針が示されたものについて、対応する庁内組織のあり方を 検討し見直す。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

引き続き、事務事業の見直しを行い、効果的な県組織のあり方を検討する。

具体的取組項目	平成 23年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア 事務・権限の地方移譲 伴う組織づくり	に 組織(機関)再 編の検討		•	組織(機関)の 再編
	利用リケイス計画			<del>了</del> 約冊
イ「県、市町の施策・事業 あり方についての見直し	の 県と市町の施 策・事業のあ	見直し結果を 踏まえて組織 のあり方検討		
を踏まえた組織の見直	り方見直し	のあり方検討		•

スリムで効率的な県行政の執行体制を目指して、数次にわたって行政改革に取り組んできた結果、人口1万人当たりの職員数(一般行政部門)は、人口類似の17県の中で最も少なくなっている。

本県では、今後も行政需要は増加することが予想されるが、県民サービスへの配慮を行いながら、県の財政状況を踏まえた上で、県が果たすべき役割を明確にし、一層スリムで効率的な体制になるよう取り組みを進めることが必要である。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

事務事業の徹底した見直しや組織・機構の見直しにより、今後4年間で一層の定数削減を行う。

# (2) 具体的な取組

新たな「定数削減計画」の策定・推進

事務事業の徹底した見直しや組織の見直し、公共事業の減などにより、平成23年度から平成26年度までの4年間における定数削減計画を策定し、これに基づく取組を推進する。

#### ア 削減期間

平成23年4月1日~平成26年4月1日までの4年間

- イ 削減対象
  - ・知事部局
  - ・行政委員会事務局、学校以外の教育機関
  - ・県立学校(教員を除く。)
  - ・警察本部(警察官を除く。)
- ウ 削減目標

平成22年4月を基準として120人以上を削減

なお、国の出先機関改革による事務・権限の移譲や定年延長制度が導入された場合 は見直しを行う。

#### (3) 平成27年度以降の取組の方向

県が果たすべき役割と財政状況等を十分に見極めて、引き続きスリムで効率的な体制となるよう適正な定員管理に努める。

具体的取組項目	平成 23年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
「定数削減計画」の推進	策定・実施			
定奴的/%的国」の定				

実施項目	(25)	適正な給与管理	担当部課	総務部人事課
			(室)名	

これまで、適正な給与制度の運用に努めてきており、平成18年度からの給与構造改革への対応を行うとともに諸手当等についても、特殊勤務手当の見直しや退職手当制度・旅費制度等の改正に取り組んできた。

また、時間外勤務手当については、定時退庁日の設定、計画管理の実施などに取り組んでいる。

#### 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

職員手当について、必要な見直しを行う。併せて、職員の健康管理と公務能率の向上の面から、時間外勤務の縮減に向けた一層の取組を推進する。

# (2) 具体的な取組

- ア 特殊勤務手当等については、平成18年度に全般的な見直しを行ったが、職務内容の変化や社会情勢の変化も踏まえ、改めて、特殊勤務手当等について全般的に検証を行う。
- イ 職員の時間外勤務について、更なる縮減を目指して、事前命令・事後確認の徹底、定時退庁日の呼びかけ等の取組みを継続して実施するほか、他府県での取り組み等も参考 に新たな縮減方策についても研究を行う。
- ウ 行政委員会の報酬について、「滋賀県行政委員会の非常勤委員報酬検討委員会」から の報告を踏まえ、支給方法、報酬水準等について見直しを行う。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

職員の給与制度については、県民からの理解が得られるよう、地方公務員制度や社会情勢の変化を踏まえて、常に必要な見直しを行うことが求められることから、継続的な見直しに取り組む。

具体的取組項目	半成 23年度	半成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア 特殊勤務手当の全般的な 検証	検証			
イ 時間外勤務の縮減	縮減に向けた 取組・調査研 究			<b>-</b>
<ul><li>う 行政委員会の非常勤委員 の報酬見直し</li></ul>	報酬見直し			

実施項目	(26) 情報システムの全体最適化	担当部課	総合政策部情報政策課
		(室)名	

平成17年度に、副知事を最高情報責任者(CIO)とする県庁各部局や個々の業務を横断する全庁的な視野を持つCIO体制を構築し、「情報システム計画審査会」による計画的な情報システムの企画・予算化の推進と、平成20年度に作成した「情報システム最適化モデル」を活用したシステムの統合・再構築に取り組んできた。

平成22年度に策定する滋賀県情報化推進指針を踏まえ、引き続き情報システムの全体最適 化の取組を推進する必要がある。

# 2.計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

滋賀県情報化推進指針の策定において、情報システムの全体最適化に関するルールを定め、全庁的な視点による情報システム構築の最適化を推進する。

情報システムに係る経費の削減と業務の効率化に向けて、全庁の各システムについてサーバの共用化と管理の一元化を図り、情報システムにおけるサーバ機器の利用および管理の最適化を推進する。

#### (2) 具体的な取組

ア 業務のシステム化や既存システムの更新・再構築にあたっては、システム導入に伴う 業務改善や経費削減の効果が最大限発揮されるよう、個々の事業検討や情報システム化 計画の審査において、滋賀県情報化推進指針で定める以下の方針に基づき最適化に取り 組む。

- ・制度設計や既存の手順等を含む対象業務の抜本的な見直し
- ・庁内に共通、類似する業務の集約化・一元化
- ・関連システムとの連携・統合
- イ 庁内の情報システムサーバを集約するためのサーバ統合基盤の整備と、各システムの 再構築や機器更新のタイミングを踏まえた統合基盤への移行スケジュールを検討し、シ ステムサーバの統合と一元管理を推進する。

## (3) 平成27年度以降の取組の方向

滋賀県情報化推進指針に基づく業務・システムの全体最適化に向けた取組を基本としつ つ、情報処理および情報通信の技術動向を踏まえた新たな取組にも留意が必要である。

具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア 情報化推進指針に基づく 業務のシステム化やシス テムの更新・再構築の最 適化	情報化推進指 針に基づくシ ステム化計画 の作成支援・ 審査	システム全体 最適化の支援 、調整	•	情報化推進 指針の見直 し
イ サーバ統合基盤の整備と 庁内システムサーバの移 行	サーバ統合検 エスとの ボースとの が 大いの が が が が が が が が が が が が が	サーバ統合基 盤の整備 計画に基づく システム移行	基盤の拡張お よびシステム 移行	<b>•</b>
イ 庁内システムサーバの一 元管理	一元管理に係 る業務・体制 の検討	一元管理体制 によるサーバ 管理の実施		<b>-</b>

実施項目	(27)個別業務システムの最適化、情報セキュリティ対策の実践		総合政策部情報政策課
	〔ア 個別業務システムの最適化等〕	(室)名	

各所属が情報システム調達を適正かつ効率的に準備・執行できるよう、「情報システム調達ガイドライン」の整備や個別の相談対応等を行うとともに、調達執行に先立つ「情報システム調達審査会」における事前審査を通じて調達の適正化を推進してきた。

情報化を取り巻く社会環境は、技術的対策だけでは十分なセキュリティの確保が困難な状況にあることから、情報セキュリティに係る全庁的な基準と体制による対策に取り組むとともに、情報化を担う県職員に求められるスキルの向上に向けた啓発・研修を実施してきた。

# 2.計画期間中における取組

### (1) 基本的な考え方

「滋賀県情報化推進指針」に基づき情報システムの調達事務を整理し、標準的な手順を 定めるとともに、各システムが適切に調達されるよう、情報システム調達審査会において 各システムの調達の方法、仕様、経費積算等を事前審査する。

情報セキュリティ対策の実効性を確保するため、所属および情報システムを対象とする内部監査を実施する。また、対策基準に基づく管理者の自己点検やe-ラーニング等を通じて、セキュリティ意識の醸成と事故発生時の実践的な対応能力の向上を図る。

# (2) 具体的な取組

- ア 「情報システム調達ガイドライン」を見直し、標準的な手順を定め、調達事務説明会 や個別の相談対応等を通じてシステム調達の適正化を促進する。
- イ システムの調達方式、調達仕様、経費積算の妥当性について「情報システム調達審査 会」において事前に審査し、必要に応じて是正等の指示を行う。
- ウ 各所属・システムにおける情報セキュリティ対策について、対策基準に基づく自己点 検による見直し・是正を促進する。また、概ね3年間の情報セキュリティ監査等実施中 期計画と年次計画を策定し、内部監査を実施する。
- エ 内部監査で明らかとなったセキュリティ対策上の懸案や課題等は、対象所属等への指導に反映させるとともに、全庁的なセキュリティ対策にもフィードバックさせる。
- (3) 平成27年度以降の取組の方向

情報システムの調達最適化については、最新のシステム構築手法や調達方法の動向を踏まえた推進が必要である。

情報セキュリティ対策の実践については、所属等による自己点検と内部監査の実施により、引き続き適切な対応の確保を図る。また、最新の技術動向を踏まえた技術的対策の検証・見直しが必要である。

			<del></del>	
	平成	平成	平成	平成
具体的取組項目	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
ア 情報システム調達ガイド	調達事務の整	ガイドライン		
ラインに基づく適切なシ	理、手順標準	に基づく調達		
ステム調達の促進	化とガイドラ	事務の支援		
	インの見直し			
イ 情報システム調達審査会	審査方針への			
によるシステム調達の事	ガイドライン			<b></b>
前審査、是正	反映			
り 情報セキュリティ対策に	内部監査実施	内部監査実施		
係る自己点検、内部監査	(50所属15シ	(50所属20シ		
の実施	ステム)	ステム)		
の美心		$(\Delta)\Delta$		<b>-</b>
	中期計画(H24			
	~ 26)策定			
エセキュリティ対策上の課	内部監査結果			
題等の解消、全庁セキュ	等の検証、反			<b>•</b>
リティポリシー等への反	映			
映				

実施項目(ユリティ対策の

(27)個別業務システムの最適化、情報セキュリティ対策の実践

担当部課(室)名

総務部経営企画·協働推進室 会計管理局管理課

〔イ 財務会計システムの再構築と総務 事務の一層の効率化の検討〕

1.これまでの取組状況および課題

財務会計システムについては、平成元年4月から現行システムを稼働し、これまで必要に応じて改良を重ね運用してきた。しかしながら、現在ではIT化が進展し、より効率的な事務処理が技術的に可能であるにもかかわらず、内部データの二次利用ができないなど非効率な状態のままとなっている。

また、平成14年度から15年度にかけて総務事務全体の電子化・集中化について検討するとともに、平成20年11月から「給与等システム」を導入し、給与・福利厚生等の業務について発生源入力による事務処理の分散化・省力化を図ったところであるが、今後も引き続き、総務事務全体を対象に事務処理の効率化の視点から改善すべきところはないか検討する必要がある。

## 2.計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

拡張性やユーザー支援機能を備えた財務会計システム(旅費システムおよび公有財産システムを含む。)への再構築に向けて取り組むとともに、総務事務の一層の効率的な業務処理方法を検討し、県民サービスの向上に向けた行政本来の目的とする業務の充実・強化を目指す。

# (2) 具体的な取組

# ア 財務会計システムの再構築

操作性、効率性、拡張性やユーザー支援等の視点からシステム再構築に向けた具体的な仕様を検討し、平成26年度導入を目標に調達手続・システム開発に取り組む。

#### イ 総務事務の一層の効率化の検討

給与等システム導入後の総務事務全体を対象に、事務処理の現状把握や他府県での先進事例を調査して課題整理を行い、総務事務の集中処理など一層の効率化を進めるための手法を検討し、改善に取り組む。

#### (3) 平成27年度以降の取組の方向

財務システムの内部データを行政経営に活用する。また、総務事務の効率化を徹底し、必要に応じて改善を図る。

具体的取組項目	平成 23年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア 財務会計システムの再構 築	要求仕様の具 体的検討、 調達準備	調達手続システム開発	-	新システム 稼働
イ 総務事務の一層の効率化 の検討	現状把握および課題整理	事務処理方法 等の検討	•	実施

実施項目	(28)	定型業務の処理手順の整備	担当部課	総務部経営企画·協働推進室
			(室)名	

行政サービス、許認可等をはじめ行政手続等事務処理に係る標準化と定期異動に伴う円滑な業務遂行の観点から必要な処理手順書の整備を進めてきたところであるが、庁内全般にわたり、処理手順の作成に取組み、業務に係るノウハウの蓄積を一層図ることが求められる。

# 2.計画期間中における取組

## (1) 基本的な考え方

庁内における事務処理の効率化を図り、業務遂行上の補完性を高めるため、定型的な業務について、業務改善の視点を踏まえながら処理手順書の整備を進め、業務に係るノウハウの蓄積を図る。

# (2) 具体的な取組

ア 「業務マニュアル作成要領」の作成

業務マニュアル作成要領を作成し、各所属に周知する。

イ 業務マニュアルの作成の取組

作成要領を参考にしながら、各所属で定型業務について、業務マニュアルの作成に取り組む。

#### (3) 平成27年度以降の取組の方向

業務改善の視点を踏まえながら、定期的にマニュアル内容を見直し、業務遂行上のノウハウを蓄積する。

具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア 業務マニュアル作成要領 の作成	作成要領の作 成			
イ 業務マニュアルの作成の 取組	各所属におい て業務マニュ アルの作成	必要に応じて 、追加・修正・ 等		•

(29)契約事務の競争性、透明性、公正性の向上

担当部課(室)名

会計管理局管理課 土木交通部監理課

1.これまでの取組状況および課題

取組状況

(1)一般競争入札への移行推進および電子入札の導入

電子入札の導入・利用拡大を踏まえ、工事については平成21年度に原則として全ての指名競争入札を一般競争入札に切り替え、物品については平成19年10月から一般競争入札を導入したことにより、指名競争入札から一般競争入札への移行が大幅に進んだ。

委託については、21年度において庁舎等管理業務を中心に一般競争入札への移行が進んでいる。

(2)随意契約の改善

随意契約については、厳格な運用の徹底に努め内部牽制機能の強化のため、平成21年度からは事前チェックリストを導入し改善を図るとともに、複数見積やプロポーザル方式への移行など競争性の向上にも努めた。

また、物品については、随意契約であっても競争性、透明性の高い公募型見積もり合わせ(オープンカウンタ)を平成20年度に導入し、その徹底を図っている。

(3)契約情報の公表

随意契約の契約内容等の情報を平成19年度から定期的(3カ月ごと)に県のホームページに公表した。さらに、平成20年度からは年間の契約状況について対前年度比較をした資料も掲載し、情報提供の充実を図っている。

(4)社会政策の推進に配慮した契約事務

価格だけで契約相手方を決定せず、品質や社会的価値(環境、障害者雇用、次世代育成など)に着目した契約事務を推進している。

課題

より適正な入札執行を行うため、一般競争入札への移行による透明性・公正性は向上しても入札参加者の減少による競争性の低下がないように、仕様書作成や条件設定などを配慮する必要がある。また、競争性向上を求めるのみでなく、県内事業者の受注機会の低下や厳しい労働条件での受注にならないような配慮も必要である委託契約(工事関係を除く。)における随意契約については、電子入札の導入も含めたさらなる改善に努める必要がある。

# 2.計画期間中における取組

(1) 基本的な考え方

公共調達に当たっては、より競争性、透明性、公正性を高めた入札事務を引き続き 推進する。

加えて、随意契約による場合でも、実質的な競争性の確保に着目するとともにその 妥当性について事前チェックを徹底する。

また、価格と品質で総合的に優れた調達を実現する総合評価方式についても引き続き実施していくとともに、社会政策の推進に配慮した契約事務に取り組む。

さらに、物品調達において、オープンカウンタ対象案件については、全庁による実施を徹底するとともに、委託を含む役務の入札契約事務について電子システムの対応を含め改善に取り組む。

(2) 具体的な取組

ア 適切な入札執行

工事、物品および委託の対面式の入札における落札決定時チェックシートを作成しており、適正な運用を徹底する。

工事(工事関係の委託を含む。)については、平成22年10月から全ての案件で予定価格を事後公表として、公正、公平な契約事務に努めるとともに、すでに導入して

いる総合評価方式での入札を引き続き促進し、最低制限価格制度や低入札価格調査 制度等を通して、最低賃金も考慮した適正な入札や契約の執行に努める。

物品については、物品調達システムにおける操作ミス等を防止するため、操作チェックシートを作成しており、適正な運用を徹底する。

委託(工事関係を除く。)については、特定の者に限定されないような仕様を工夫するとともに、役務の提供にかかるものについては、労働条件を考慮した適切な予定価格を作成し、必要に応じて最低制限価格の設定などを行う。

#### イ 随意契約の適正な執行

随意契約における事前チェックを徹底し、法令上例外的に認められる理由を明確にするとともに、1者見積とする場合の理由についても厳格にチェックし、改善の可能性をさらに検討していく。

また、契約の相手方の選定において一定の競争性があるプロポーザル方式を積極的に採用するとともに、併せて社会政策の推進にも配慮していく。

物品購入については、オープンカウンタ対象案件について全庁で実施を徹底する。 なお、500万円以上の随意契約結果についても、引き続き公表することにより説明 責任を果たしていく。

- ウ 委託 (工事関係を除く。)の入札契約事務における電子システムの導入 委託 (工事関係を除く。)における契約事務の適正化と効率化面で改善を図るため 物品電子調達システムをこれらにも利用できるようにする。
- (3) 平成27年度以降の取組の方向

平成26年度までの取組を継続していくとともに、必要に応じて改善を検討し、適正 な入札契約事務を実施していく。

		平成	平成	平成	平成
	的取組項目	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
ァ 適正な	工事(工事関係の	似结束抗			-
入札執	委託を含む。)	継続実施			
行	物品	現行電子シ ステムの適 正運用の徹 底	新システム の適正運用		<b>*</b>
	委託(工事関係を 除く。)	仕様の改善 検討・適切			<b></b>
		な予定価格 等の設定			
イ 陥意	契約の適正な執・				
行	<b>大                                    </b>	継続実施			
。) に	(工事関係を除く も対応するシス の見直し	物品電子調 達システム の再構築	新システム 運用開始	システムの 利用促進・ 適正運用	-

実施項目 (30) 組織の活性化 担当部課 総務部人事課 (室)名

# 1.これまでの取組状況および課題

定数削減に取り組む中にあっても、専門性や実務能力を備えた人材を確保し、県の担うべき役割を果たしていくため、総合土木職や環境行政職の新設、受験上限年齢の引き上げ、人物重視による採用試験方法の導入など、これまで様々な対応を行ってきた。

また、OJTや政策研修センター、各部局での研修を通じ、専門知識の習得など人材育成にも取り組んできた。

# 2.計画期間中における取組

## (1) 基本的な考え方

スリムで効率的な組織体制を整備しつつ、県の担うべき役割をしっかり果たすため、高い専門性と実務能力を備えた人材を確保できるよう、継続的な採用、人事管理、人材育成に取り組むとともに、早期退職制度を活用することにより新陳代謝を図り、安定した組織力の保持と組織の活性化を行う。

#### (2) 具体的な取組

#### ア 職員の専門性と実務能力の向上

OJTを通じた専門性の取得や自己啓発を支援するとともに、大学院や自治大学校等の教育・研修機関への派遣により専門的な知識、技術の習得を図る。得られた専門性や実務能力が発揮できるよう適材適所の人事配置を進める。

## イ 新規採用者の継続的な確保

厳しい定数事情にあっても、一定数の新規採用者を確保し新陳代謝を図ることにより、組織の活性化を図る。

# ウ 早期退職者制度の活用

新陳代謝を促進し組織の活性化を図るとともに、併せて退職手当の平準化、人件費の抑制を図るため、早期希望退職制度の実施について検討する。

#### エ 高齢期雇用のあり方の検討

引き続き再任用制度の活用を図るとともに、国における定年延長に向けた制度見直しの動向にも留意しながら、今後の高齢期雇用のあり方について検討を進める。

#### (3) 平成27年度以降の取組の方向

高い専門性と実務能力を備えた人材を確保し、組織を活性化できるよう、引き続き適切な人事管理に取り組むとともに、定年延長等の制度改正にも適切に対応していく。

具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア 職員の専門性と実務能力 の向上	継続実施			•
イ 新規採用者の継続的な確 保	採用			-
ウ 早期退職者制度の活用	検討			
I 高齢期雇用のあり方の検 討	定年延長に向 けた人事管理 の検討		•	定年延長

実施項目 (31)教育内容の質的充実と学校活力の維 持向上を図る県立高校再編の推進

担当部課

教育委員会事務局 教育総務課教育企画室 (室)名

1.これまでの取組状況および課題

生徒数の長期的な減少など社会の急速に変化は、県立高等学校を取り巻く環境にも大きな 影響を与えている。

こうした変化に対応するため、平成20年7月に「県立学校のあり方検討委員会」を設置 し、平成21年3月、今後の県立高等学校の課程、学科、適正な規模・配置のあり方につい て報告を受けた。

さらに、平成22年9月には、「第23期滋賀県産業教育審議会」から、これからの時代 や社会に適合した本県職業学科や職業教育の方向性や本県産業の振興に寄与する人材育成等 に関する答申を受けた。

これらの報告、答申、さらには県民の意見を踏まえ、魅力にあふれ活力に満ちた県立高等 学校づくりに向けた高等学校の再編を進める。

#### 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

情報化・グローバル化の進展や産業を取り巻く社会・経済の急激な変化をはじめ、生徒 数の減少傾向や生徒の多様化が進むこと、さらには本県の厳しい財政状況などに伴い、子 どもたちの教育環境を整え、学校活力の維持向上を図るため、地域とのつながりを一層強 めていくという視点も持ちながら県立高等学校の再編を推進する。

# (2) 具体的な取組

特色ある学校づくり、 バランスのよい学校配置、 活力ある学校づくり、 職業系 専門学科・総合学科の再構成、 定時制課程の見直し、を基本的な考え方として、統合や 学科改編を含めた高等学校の再編計画の具体的な取組を進める。

- 再編計画を策定するにあたっての説明会の開催等
- イ 再編計画の策定および計画的な実施

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

概ね10年を見通した再編計画を進める中で、社会情勢の変化等を勘案しつつ、引き続 き高等学校の再編に取り組む。

具体	本的取組項目	平成 23年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア 再編計 たって	·画を策定するにあ ·の説明会等	説明会の開催県民政策コメント			
イ 再編計 画的な	画の策定および計 実施	再編計画の策 定	再編の計画的な実施		-

実施項目(32) 自律型人材の育成担当部課 (室) 名総務部人事課 政策研修センター

#### 1.これまでの取組状況および課題

「人材育成基本方針」では「滋賀への熱い思いと改革精神にあふれた自律型人材」を目指すべき職員像に掲げ、これに基づき職員の能力開発の推進や資質の向上を図るため多様な研修を実施してきた。

また、職員が自らの「強み」や「弱み」を把握し、自らの目標に向かって主体的に能力開発や職務に取り組めるようにするため、上司が職務を通じて支援や指導を行う「自律型人材育成制度」を段階的に導入し、取組を進めている。

# 2.計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

地域主権改革の進展を踏まえ、地域における様々な課題を発見し、自ら解決することができるよう、課題に即した政策を立案し、的確に遂行できる自律型人材の育成を図る。

# (2) 具体的な取組

## ア 人材育成基本方針に基づく取組の推進

市町村合併や地域主権改革の進展に伴い県や県職員の担うべき役割が変わってきていることや知識、技術、ノウハウの伝承など人材育成をめぐる課題への対応も踏まえ人材育成基本方針の見直しを行い、これに基づき人材育成に向けた取組を進める。

#### イ 自律型人材育成制度の効果的な実施

日常業務を通じて職員の意欲と能力を引き出し、組織目標の達成と職場の活性化を目指す取組として段階的に導入している「自律型人材育成制度」について、運用上の問題点の検証を行いながら取組を拡大していく。

ウ 人材育成基本方針に沿った研修計画の策定および研修プログラムの実施 人材育成基本方針の考え方を踏まえながら、重点的に推進する能力開発を研修計画で 具体的に位置付け、研修プログラムの充実と効果的な実施を図る。

# (3) 平成 27 年度以降の取組の方向

職員一人ひとりの意欲や能力を最大限に発揮することにより、効果的、効率的に仕事が進めていけるよう、引き続き自律型人材の育成に向けた取組を進める。

	平成	平成	平成	平成
具体的取組項目	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
ア人材育成基本方針に基づ	方針の見直し			
く取組の推進		新方針に基づ		
		く取組		
イ 自律型人材の育成				
	継続実施			
ウ 研修計画の策定および研修				
プログラムの実施	継続実施			

実施項目	(33)目標を明確にし、 に取り組む	組織として集中的		総合政策部企画調整課 総務部経営企画・協働推進室
	IC IX I ME C		(室)名	

行政運営に目的志向や成果重視の視点を取り入れるため、平成15年度から組織目標を導入し、県全体が目標を意識しながら共通認識を持って効果的・効率的な業務執行を行うよう、各部局・各課が1年間に取り組むべき目標を年度当初に作成し、公表している。

平成19年度に策定した滋賀県基本構想では、成果目標を掲げるとともに戦略プログラムを 策定し、その進行管理を行うことで目標管理型県政経営を推進してきた。

平成23年度からの新たな基本構想「未来を拓く8つの扉」では、重点的な8つの未来戦略プロジェクトを盛り込み、それぞれに目標となる指標を掲げた。

こうした取組も踏まえ、課題解決型の業務執行をより一層進める。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

限られた経営資源を最大限に活かし、組織体としての力がより一層発揮されるよう、トップダウンにより組織目標を明確にしつつ、課題解決に集中的に取り組む。また、部局横断的な県政課題について、部局の枠組みを超えた目標設定を行い、全庁的な視点で事業の執行および目標管理を行う。目標管理にあたっては、進捗状況や達成状況を確認し、評価を行い、次年度の目標設定に活かす P D C A サイクルにより取組を進める。

# (2) 具体的な取組

- ア 当該年度に取り組むべき組織の使命を再確認し、知事からの指示による部局目標、マネジメント層からの指示や現場の課題を踏まえた課室目標等を設定するとともに、組織単位での進行管理を行う。
- イ 基本構想に掲げるプロジェクトごとに設定された目標の達成に向け、関係部局が連携 して進行管理を行う。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

継続して実施することを基本としながら、4年間の取組を踏まえてその後の対応を検討する。

具体的取組項目	平成 23年度	平成 2 4 年度	半成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア 組織目標の進行管理				
	継続実施			
イ 基本構想に掲げる未来戦略 プロジェクトごとに設定さ	進行管理の実			
プロジェクトことに設定された目標の進行管理 	施			

実施項目 (34) 現場感覚に優れた人材育成 担当部課 総務部人事課 (室)名

# 1.これまでの取組状況および課題

生活現場における県民の思いや願いをしっかりと受けとめ、課題解決に向けた政策立案能力の向上を図るため、これまでOJTをはじめ、政策研修センターでの研修や市町との人事交流等の実施により能力開発を行ってきた。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

複雑化・多様化する行政需要に的確に対応するためには、地域の課題を発見する力と解決能力が求められる。県民から信頼される高い倫理観を備えた人材の育成や住民目線での業務遂行を図る観点から、市町との交流など現場感覚に優れた人材の育成に引き続き努める。

# (2) 具体的な取組

# ア 現場感覚に優れた人材の育成

公務員であると同時に生活者であるということを常に意識し、地域の課題に前向きに取り組み、県民の思いを共有できるよう、近江地元学研修の実施や市町職員との交流による研修などを引き続き実施するとともに、政策研修センターの研修メニューの充実を図り、現場感覚に優れた人材の育成に努める。

また、地域の活性化や住民福祉の向上につなげるため、職員の地域社会活動への積極的な参画を促す。

# イ 高い倫理観を備えた人材の育成

公務員にはより高い次元の倫理観が求められていることから、各部局における研修をはじめ所属長、グループリーダーなどの管理監督職員を対象とした研修を通じ、不祥事の再発防止に向け、コンプライアンスの徹底を図ることにより高い倫理観を醸成する。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

現場感覚に優れた人材の育成や県民から信頼される高い使命感や倫理観を備えた人材育成に引き続き取り組む。

具体的取組項目	平成 23年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
  ア 現場感覚に優れた人材の				<b></b>
育成	継続実施			
イ 高い倫理観を備えた人材	コンプライア			
の育成	ンス研修の実施			

実施項目 (35)「県庁力最大化」に向けた業務執行の 担当部課 推進 (室)名

# 1.これまでの取組状況および課題

平成20年度に、日常の業務を行う中でどのようなことに問題を感じているか、よりよい仕事をする上でどうすればよいかについて知るため職員アンケートを実施した。

職員アンケートにより顕在化した問題に対する解決策を検討するため、県庁力最大化プロジェクトチームを設置し、3つの提案(「ほっとシート」の作成・活用、毎朝(毎日)ミーティングの実施、4S(整理・整頓・清掃・習慣)の実践)を受けた。

また、職員の現場からの発想による実践的な工夫や努力を見出すことにより、職務に対する意欲を高めるため、平成18年度より「しごと きらり」を実施し、具体的な取組を募集し 庁内に周知してきた。

さらに、特別の事業予算を伴うことなく、職員一人ひとりが知恵を出し、汗をかき、県民の皆さんへのきめ細かなサービスの向上に努めるゼロ予算事業を「知恵だし汗かきプロジェクト」として取りまとめ、実施し、きめ細やかな県民サービスの向上につながる120の取組を進めてきた。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

県民の期待する役割を果たしていくためには、職員の人的活力や情報力が結びついて、 組織の力を最大限に発揮する「県庁力の最大化」が必要であり、特別な予算を伴うことな く、職員一人ひとりが知恵を出し、汗をかく「知恵だし汗かきプロジェクト」の更なる推 進を図り、政策課題の解決や、きめ細かなサービスの向上を目指す。また、現場からの発 想を重視した「対話」と「共感」による県政の実現や職務に対する意欲を高める観点から、 職員と知事との意見交換を活発に行う。

# (2) 具体的な取組

ア 「知恵だし汗かきプロジェクト」の推進

特別な予算を伴うことなく、職員一人ひとりが知恵と汗を出すことにより、政策課題の解決やきめ細かな県民サービスの向上を目指す取組として「知恵だし汗かきプロジェクト」を推進する。

イ 職員と知事との対話の実施

平成18年度より実施している「しごと きらり」など、職員の現場からの発想による取組や諸課題等の情報提供を通じ、職員と知事との意見交換を活発に行う。

ウ 県庁力最大化プロジェクトの取組推進 県庁力最大化プロジェクトチームの3つの提案について、庁内に

県庁力最大化プロジェクトチームの3つの提案について、庁内に周知し取組の推進を 図る。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

計画期間の取組経過を踏まえ、平成27年度以降の取組の方向を検討する。

具体的取組項目	平成 23年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア 「知恵だし汗かきプロジ ェクト」の推進	プロジェクト の実施			-
イ職員と知事との対話の実施	対話の実施			-
り 県庁力最大化プロジェクトの取組推進	継続実施			-

実施項目 (36)「特定事業主行動計画」による取組

担当部課(室)名

総務部人事課

#### 1.これまでの取組状況および課題

平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」第19条に基づき、平成17年3月に「滋賀県特定事業主行動計画」を策定し、各種休暇制度等の充実と啓発に努めたほか、男性職員の子育て参加のきっかけづくりとするための「お父さんの子育て促進プロジェクト」を実施するなど、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりを目指して様々な取組を実施してきた。

また、平成26年度までを計画期間とする「滋賀県特定事業主行動計画(後期計画)」では、新たに「県庁版子育て三方よし」を基本理念とし、引き続き子育て支援制度の周知や育児休業等が取得しやすい職場環境づくり等、県庁全体で仕事と生活の調和の実現に努める。

# 2 . 計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

県庁における次世代育成支援対策として、男性職員の主体的な育児への参加の促進など職場、家庭、地域社会に貢献する「県庁版子育て三方よし」を目指した、特定事業主行動計画に沿って、職場環境の整備等を進める。

# (2) 具体的な取組

# ア 子育てを支え合う職場環境づくり

子育てに関わる休暇制度等の周知を図るとともに、次世代育成に係る意識啓発に努め、 誰もが気兼ねなく育児休業等が取得できるよう、職場全体で子育てを支える環境づくり に努める。

- ・各種制度の周知と意識啓発
- ・子育てに配慮した勤務形態の活用・促進
- ・「県庁子ども参観日」の実施
- ・時間外勤務の縮減 等
- イ 男性職員の主体的な育児参加を応援

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合える社会を実現するため、男性職員の主体的な育児への参加を応援する。

- ・育児のための父親の特別休暇・育児休業取得の奨励 等
- ウ 地域における子育で活動への参加促進 地域における子育で活動への参加を奨励する。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月31日までの時限法であり、また、「滋賀県特定事業主行動計画」も平成26年度までを計画期間としているが、県庁全体で子育てを支え合い、仕事と生活の調和を実現する取組を継続する。

具体的取組項目	平成 23年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア 子育てを支え合う職場 環境づくり	 継続実施			<b>•</b>
イ 男性職員の主体的な育児 参加を応援	継続実施			<b>•</b>
り 地域における子育て活動 への参加促進	継続実施			-

# 財政の健全化

# 取組項目 (37) 財政健全化に向けた取組 ~財政改革推進計画~

担当部課 (室)名

総務部財政課

# 1.これまでの取組状況および課題

近年の厳しい財政状況に対応するため、県では、平成10年度以降、数次にわたり財政構造 改革の方針や計画を策定し、歳入の確保を図るとともに、人件費の削減や事業の見直しなど に積極的に取り組んできたところである。

しかしながら、平成16年度の三位一体の改革による地方交付税の大幅削減や平成20年の世 界的な景気後退を背景に財政状況は一段と厳しさを増しており、新たに試算した平成23年度 から平成31年度までの収支見通しでは、各年度約140億円から260億円もの財源不足が見込ま れている。

このため、当面する危機的な財政状況に適切に対応するとともに、将来を見据え、持続可 能な財政基盤の構築に向けて、早急に取り組んでいく必要がある。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

厳しい財政状況に対応しつつ、平成22年度に策定する新たな基本構想の実現を図るため、 行財政改革方針を踏まえ、歳入の確保や歳出の見直しなどの取組内容を具体化して改革の道 筋を明らかにし、その内容を基本として毎年度、予算編成過程等を通じて歳入、歳出両面か ら改革を進める。

また、地方公共団体は、国の定める地方財政制度の枠組みのもとで財政運営を行っている ところであるが、近年、社会保障関係費などの増加要因があるにもかかわらず、地方一般財 源総額は、これに対応したものとなっていないことから、地域主権改革を見据え、自主的・ 主体的に県として担うべき役割が果たせるよう、税財源の充実確保に向けて取り組む。

# <取組の概要>

(単位:億円)

	X		分		23年度	24年度	25年度	26年度
一般販	<b>扌</b> 源	不 足	額		209	145	155	175
見直し	歳	入	確	保	9	5	5	5
による	歳	事	業	費	23	24	25	25
対応	出	人	件	費	35	35	35	35
差し引き	財源	京不足額	湏	-	142	81	90	110

平成23年度は当初予算ベースとし、事業費については平成22年度に実施した事業 見直しによる額としている。

上記の「見直しによる対応」によっても、なお残る「差し引き財源不足額」に対しては、 財源対策として県債の発行や基金の取り崩し等で対応を行う。

<対応見込額>

(単位:億円)

X		分			23年度	24年度	25年度	26年度
財源対策に	県	債	発	行	44	45	45	45
よる対応	基	金の	取崩	等	98	36	45	65

なお、これにより、平成26年度末までに、財源対策の県債を約180億円発行することと なり、県債残高(参考:平成22年度末一般会計県債残高見込約1兆61億円)の増嵩につな がる一方で、財源調整的な基金の残高は底をつく状況となる。

このため、地域経済の活性化等を通じた税収増を図るとともに、毎年度、効率的な予算執 行を推進することにより、歳出執行残などの収支改善相当額が見込まれる場合は、可能な限 り県債発行額や基金の取り崩しの縮減等に努める。

#### (2) 具体的な取組

## ア 歳入の確保

見込額 4年間で約24億円

当面する財源不足に対応するため、未利用県有財産の売却をはじめ、県税その他の収入未済額の縮減に向けた取組を強化するなど、様々な手法で歳入の確保に努める。

また、真の地域主権改革の実現に向け、県の自主性や主体性が拡大され、その役割に 見合った財源が確保されるよう、税源移譲や地方交付税の確保などに積極的に取り組 む。

#### <主な取組>

- ▶ 税財源確保に向けた国への働きかけ( 実施計画P.5、6)
- ▶税収の確保と貸付金等未収債権の徴収(実施計画P.49、50)
- ▶ 県有資産の利活用 (実施計画P.51)
- ▶使用料・手数料の見直し( 実施計画P.52)

#### イ 歳出の見直し

見込額 約60億円

(ア)事業費

約25億円

厳しい財政状況の中でも、県として実施すべき事務事業については、精査、工夫を加え、維持、継続を図ることに留意しつつ、事務事業全般について、抜本的な見直しを行う。

a 内部事務経費、施設管理その他事務事業費等の見直し 約7億円 施策全般について、今一度原点に立ち返り、その必要性や効果性等を厳しく見極 め、抜本的な見直しを行う。

特に、県が実施主体となる事務事業については、存廃の観点から見直しを行うとともに、引き続き実施する場合においても、手法等の見直しを行うなどにより、一層の効率化、合理化に努める。

## < 主なもの >

- ▶ 廃止
  - ・水環境科学館管理運営費
  - ・名古屋観光物産情報センター管理運営委託
- 事業内容等の見直し
  - ・県政広報誌の発行・テレビ放送委託料
  - ・県有庁舎管理費
  - · 琵琶湖博物館管理運営費

#### b 補助金等の見直し

約4億円

補助金等については、「近接および補完の原則」の考え方を基本に、専門性や広域性といった県の担うべき役割を踏まえ、事業実施主体への単なる負担転嫁とならないよう留意しながら、役割分担について改めて検証するとともに、事業そのものの必要性や事業目的の達成状況、実施状況など個々の実情も見極めながら見直しを行う。

# < 主なもの >

- ▶ 廃止
  - ・さらなる権限移譲支援交付金
  - ・近江の園芸特産チャレンジャー事業費補助金
  - ・地域教育力向上支援事業補助金
- ▶ 補助対象事業・補助率等の見直し
  - ・福祉医療費支払手数料補助金
  - · 小規模事業経営支援事業費補助金
  - ・地方バス路線維持費補助金

c 投資的経費の重点化・効率化

約10億円

社会資本整備などの投資的経費については、それぞれの分野におけるこれまでの整備状況も踏まえ、ストックマネジメントの観点から、既存施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図るなどの工夫を行うとともに、事業箇所の緊急性や必要性を十分見極め、必要に応じ進度調整を行いながら整備を進める。

< 主なもの >

- ▶ 廃止
  - ・地上デジタルテレビ中継局整備事業
- > 進度調整
  - ・林野公共事業
  - 土地改良公共事業
- ・土木公共事業
- d 公社、事業団等に対する財政支出の見直し等

約4億円

平成21年12月に策定した「外郭団体および公の施設見直し計画」を踏まえ、公社、 事業団等が管理している公の施設の管理運営内容等の見直しを行うとともに、病院 事業など県が繰出金を支出している公営企業会計等においても、組織体制や事業の 実施手法等の見直しなどにより効率的な運営を徹底し、県の財政支出を削減する。

<主なもの>

- ▶ 廃止
  - ・日野渓園管理運営費
  - ・県立老人福祉施設管理運営費
- ▶ 事業内容等の見直し
  - 公立大学法人滋賀県立大学運営費交付金
  - · 文化施設管理運営費
  - ・病院事業繰出金

(イ)人 件 費

約35億円

県自ら取り組むべき改革として、職員給与費等人件費の抑制に取り組む。

- a 給与の独自削減、諸手当の見直し等
  - ➤ 給与の独自削減

# 「特別職 ]

知 事:給料20%カット・期末手当30%カット

副知事:給料10%・期末手当25%カット

教育長・代表監査委員等:給料10%カット・期末手当15%カット

「一般職](平成23年度の内容)

・給料・地域手当

部長・次長級:6%カット

課長級: 4%カット

参事級:2.5%カット

その他: 0.8%カット(若手職員については0.5%カット)

・管理職手当

一律10%カット

▶ 諸手当の見直し

特殊勤務手当等の全般的な検証に取り組むほか、諸手当について、引き続き必要な見直しに取り組む。また、行政委員会の非常勤委員の報酬を見直す。

# b 人員の削減

知事部局、行政委員会事務局、学校以外の教育機関、県立学校(教員を除く。) および警察本部(警察官を除く。)を対象として、平成23年度から平成26年 度までの4年間で、120人以上を削減する。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

計画期間以降の財政状況については、その時点における経済情勢や地域主権改革の動向などを見極める必要があるが、複雑、多様化する様々な課題に適切に対応していくためには、県が担うべき役割を自主的、主体的に果たしていくことができる持続可能な財政基盤の確立が必要不可欠である。

このため、計画期間中の取り組み成果を踏まえ、明らかとなった課題に対しては、改めて対応方策を検討し、その具体化に向けて取り組む。

具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
歳入確保	随時実施			•
歳出削減	予算編成過程 での見直し			•

実施項目

(38) 地方公営企業の健全化 〔ア 水道用水供給事業・工業用水道事業〕

担当部課

企業庁総務課

(室)名

# 1.これまでの取組状況および課題

経営計画に基づき、将来の財政負担が過大とならないように、計画的な施設整備や更新工事に取り組むとともに、平成23年度からの上水道事業の統合に向け受水市町との調整や組織再編の検討を行った。

また、動力費など維持管理コストや支払利息の削減の他、職員数の削減、特殊勤務手当の見直しを実施するなど経営基盤の強化に取り組んだ。

水需用が伸び悩む中、今後は、施設や管路の老朽化による更新や耐震化対策など多額の費用が必要となっており、平成22年度に策定する「滋賀県企業庁水道ビジョン」や、その実施計画である次期経営計画に基づき、計画的かつ効率的な事業展開を図る必要がある。

# 2.計画期間中における取組

## (1) 基本的な考え方

平成 22 年度に新たに策定する「滋賀県企業庁水道ビジョン」(H23~H32)および経営計画 (H23~H27)に基づき、企業庁の使命である安全で安心な水を、安定して安価に供給できるよう、計画的かつ効率的な事業展開を図る。

これらの計画では、平成23年度からの企業庁組織および水道用水供給事業の統合によるスケールメリットを発揮し、より一層の合理化に努め、経営基盤の強化を図るものとする。

# (2) 具体的な取組

# ア 計画的な事業運営と進行管理

「滋賀県企業庁水道ビジョン」を事業運営の指針とし、その実施計画である経営計画に沿って、計画的に事業を推進する。

事業の計画的な推進のため具体的な目標値を設定し、毎年度期中および期末に取組状況について、課題の整理、分析・評価、対応策を検討し、目標達成に向け積極的に取り組むとともに、必要な見直しを行うなどPDCAサイクルによる目標管理を徹底する。

# イ 適切な維持管理と効率的・効果的な施設整備の推進

# (ア)適切な維持管理の推進

管路や施設・設備の基本情報の他、工事図書、補修・点検データ等の各種データを 地図情報と一体化して、リアルタイムで管理できるシステムを構築し、日常の維持管 理に的確、かつ効率的に対応する。これにより、施設・設備の延命化によるトータル コストの削減や危機管理体制の強化を図るとともに、更新計画策定の基礎データとし ても活用する。

# (イ)アセットマネジメントの手法による更新計画の策定

平成 22 年度に構築する設備保全システムと平成 23 年度に構築する管路管理システムのデータを基に、アセットマネジメント(資産管理)の手法による、中長期的な更新計画を策定し、効率的・効果的な施設整備を推進する。

## ウ 経営基盤の強化

## (ア)定員の適正化

平成 23 年度の上水道事業統合に合わせた組織の一元化にあたり、効率的な人員配置 や業務内容の見直しを行い、新体制を構築し、職員定数の削減を図る。

平成 22 年 4 月現在 76 人 平成 23 年 4 月 69 人

# (イ)維持管理コスト等の削減

平成 22 年度に策定する省エネ計画に基づき、エネルギー削減の取組を行う。これによる動力費の削減や、事業統合によるスケールメリットを活かした発注方法等の見直し、国の繰上償還制度を利用した高金利企業債にかかる将来の支払利息の低減などにより、維持管理コスト等の削減に努める。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

平成27年度に経営計画(H28~H32)の更新を行うとともに、この計画に沿ってより一層の

経営の合理化、効率化を図り、事業の推進に努める。

また、平成27年度より、本格的な管路更新工事に着手する計画をしており、新たに策定する更新計画により、将来収支も見通した効率的で効果的な事業の実施を行う。

取組項目	平成	平成	平成	平成
	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
ア 計画的な事業運営と進行 管理	計画的な事業 の実施と評価 ・見直し			<b></b>
イ 適切な維持管理と効率的・ 効果的な施設整備の推進				
・適切な維持管理の推進	管路管理シス テム構築	システムの運 用による維持 管理の推進		-
・アセットマネジメントの視点 に立った更新計画の策定	管路調査、水 運用等の検討	管路の重要度 等の評価	管路等の更新 計画策定	管路更新の実 施設計
ウ 経営基盤の強化				
・定員の適正化	定員の見直し 、適正な人員 配置の実施	人員配置の検 証		•
・維持管理コスト等の削減	省エネルギー	省エネルギー への取組等コ スト削減策の 実施		•

取組項目

(38) 地方公営企業の健全化 〔イ 病院事業〕 担当部課

(室)名

病院事業庁経営管理課

1.これまでの取組状況および課題

県立病院は、開設以来、不採算分野の高度専門医療や特殊医療を提供するとともに保健指導や社会復帰など一般行政分野との一体的な運営にも努め、県民の医療と保健ニーズに応えてきた。

平成18年4月からは、地方公営企業法の全部適用を実施するとともに、同時に策定した県立 病院中期計画に基づいて経営改善に取り組んだ。

その後、医療制度改革、医師・看護師不足、公立病院改革など病院を取り巻く環境の変化に対応するため、総務省の公立病院ガイドラインに沿って平成21年3月に第二次県立病院中期計画を策定し、平成25年度の黒字化を目指して集中的に経営改革を進めている。

今後も引き続いて経営の健全化を図り、高度で良質な医療を安定的に提供することが求められる。

# 2.計画期間中における取組

## (1) 基本的な考え方

県立病院は、県民からの貴重な税負担の上に成り立っている病院であるとの認識のもと、 県民から信頼される県立病院づくりを目指し、第二次中期計画に基づく経営改善に取り組 むとともに次期中期計画を策定し、計画に基づく取組を進める。

# (2) 具体的な取組

ア 第二次県立病院中期計画に基づく取組の推進

(ア)高度専門医療を提供するための病院機能の充実

・成人病センター… がん、心臓血管疾患、脳神経疾患の三大疾患を中心とした三次医療圏の急性期病院として必要な機能の充実

都道府県がん診療連携拠点病院として機能の強化

将来の医療を展望し、高度医療に向けた機能強化や全県的取組を 進めるため、病院機能の再構築(病理、画像遠隔診断体制、医療 情報ネットワーク、改築二期工事等)

- ・小児保健医療センター...一般医療機関では対応できない心身障害児、小児慢性疾患や難治 性疾患などに対する高度専門的かつ包括的な医療の充実
- ・精神医療センター …精神科救急医療、思春期の精神障害やアルコール等中毒性精神障 害等の専門医療の充実および心神喪失者等医療観察法指定入院医 療の取組
- (イ)安定的な経営基盤の構築に向けた経営収支の改善

県立病院としての公益性と地方公営企業としての経済性を両立し、安定的な経営基盤に立った自主・自立の病院経営を推進する。併せて、適正な一般会計からの繰入のもと各病院の経常収支の改善を図る。

#### (収入の確保)

- ・各病院がより一層の高度専門医療を提供することで、サービス向上と患者の確保に より病床利用率を上げ、収入を増やす。
- ・未収金の回収に向けた取組を強化する。
- ・診療報酬請求業務でチェックを徹底する。
- ・使用料、手数料について適時適切な検討や見直しを行う。

# (費用の縮減)

- ・診療科別損益計算により、各診療科のコスト管理を徹底し経常収支比率を向上させ る。
- ・職員の機動的かつ弾力的な配置や時間外勤務の適正管理等により、医業収益に占める職員給与費の割合を抑制する。
- ・医薬材料費の共同購入の推進や同種同効の薬品・診療材料の品目数の削減により、 医業収益に占める材料費の割合を抑制する。
- ・委託事業の業務内容、契約方法、コストの妥当性等の見直しを行い、費用の適正化 を図る。

# イ 次期中期計画の策定

現行の第二次県立病院中期計画の期間が満了することから、平成23年度に新たな計画を策定する。

平成24年度以降は、新たな計画の実行を通じて、高度専門医療を提供しながら県立病院に 求められる役割を果たすとともに、引き続き経営の効率化に努める。

(3) 平成27年度以降の取組の方向 引き続き経営健全化に向けた取組を進め、県内の医療供給体制の確保に貢献します。

# 3. 具体的取組項目のスケジュール (工程)

<i>N</i> ( <u> </u>					
平成 23年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度		
がんの時の答が	5. 电影·加尔克里尔	ᇎᇚᇝᅩᅻᅩᅀᄴᄬ	甲医療機能の方宝		
がん、心臓血管疾患、脳神経疾患を中心とする急性期医療機能の允美 将来の医療を展望し、高度医療に向けた機能強化や全県的取組を進め るため、病院機能の再構築(病理・画像遠隔診断体制、医療情報ネットワーク 、改築二期工事等)					
心身障害児、小児 充実	見慢性疾患や難治性	生疾患などに対する	る高度専門医療の		
第二次中期計 画の取組					
次期中期計画 の策定	次期中期計画に基づく取組の実施		-		
	平成 23年度 23年度 がん、ののめ 23年度 血原を院務事 小児 で 13年度 14年度 14年度 14年度 14年度 14年度 14年度 14年度 14	平成 2 3 年度 平成 2 4 年度	平成 23年度 平成 24年度 平成 25年度		

実施項目

(39) 税収の確保と貸付金等未収債権の徴収 [ア 税収確保対策の充実・強化]

担当部課(室)名

総務部税政課

1.これまでの取組状況および課題

平成17年度から特に収入未済額の多い自動車税と個人県民税について数値目標を設定して収入未済額の縮減、徴収率の向上に取り組んできた。

その結果、自動車税については年々徴収率が向上してきているものの、個人県民税については平成19年の所得税からの税源移譲やリーマンショック以降の景気低迷を背景に収入未済額は累増している。

# 2 . 計画期間中における取組

## (1) 基本的な考え方

県財政の根幹をなす県税収入の確保に向けて、徹底した滞納処分の実施や市町支援(市町と県との連携)を強化して、収入未済額の縮減に取り組む。

## (2) 具体的な取組

#### ア 新たな数値目標の設定

平成17年度から平成22年度まで数値目標を設定して取り組んできた成果を検証したうえで、平成23年度からの新たな数値目標を設定する。

イ 徹底した滞納処分等の実施

新たな数値目標を踏まえた徹底した滞納処分等の実施を推進する。

ウ 滋賀地方税滞納整理機構による市町との連携の強化

県と市町により地方税の滞納整理を推進するため設置している「滋賀地方税滞納整理 機構」において地域の実情に沿った市町との連携を強化する。

エ 広域徴税体制の整備

県と市町により地方税収確保に向けた取組や連携方策を協議するため設置している「滋賀県地方税務協議会」において税務機関の共同設置など、効率的な広域徴税体制について検討を行い、市町と協議が整った地域から順次導入を進める。また、平成25年度までの取組を踏まえ平成26年度に連携体制を検討する。

#### (3) 平成27年度以降の取組の方向

引き続き、効果的な滞納処分の実施と県・市町の連携強化により、一層の収入未済額の縮減・徴収率の向上に取り組む。

2411 = 3 1777	ログロッハノノユ	* *			
		平成	平成	平成	平成
具体	的取組項目	23年度	2 4 年度	2 5 年度	26年度
ア新たな数	牧値目標の設定	取組成果を検 証し新たな数 値目標(23~ 25)を設定			取組成果を検 証しさらなる 数値目標(26 ~28)を設定
イ 徹底した	<b>に滞納処分等の実</b>	新たな数値目 標を踏まえた 取組を実施			
り 滋賀地方 による市 化	ラ税滞納整理機構 ラ町との連携の強	地域の実情に 沿った連携の 強化			広域徴税体制
, 5					の導入状況に
I 広域徴利		滋賀県地方税 務協議会にお ける研究・検 討			応じて体制を 検討
		(協議	が整った地域か	ら広域徴税体制	の順次導入)

実施項目 (39) 税収の確保と貸付金等未収債権の徴収 担当部課 (29) 税収の確保と貸付金等未収債権の徴収 担当部課 (室)名

# 1.これまでの取組状況および課題

貸付金や使用料など税以外の収入未済額の縮減に向けた取組を全庁的に推進するため、平成22年6月に「滋賀県税外未収金対策推進会議」を設置し、税外未収金の現状把握と情報の共有化を図るとともに、共通の課題に対する問題解決のための分科会の設置、個別ケースに対する支援や未収金を有する所属の担当者を対象とした研修会の開催などを行った。

今後も、県民負担の公平性、公正性確保の観点から、また、厳しい財政状況のもと財源確保の観点からも、税外未収金のさらなる縮減を図る必要がある。

# 2.計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

県民負担の公平性と歳入確保の観点から、滋賀県税外未収金対策推進会議を設置して、 貸付金、使用料、負担金など、県税以外の収入未済額の縮減に向けた取組を全庁的に推進 する。

## (2) 具体的な取組

次の基本方針のもと、アからウの取組を進める。

債権発生前の審査の適正化、債務者、保証人に対する債務履行義務の周知徹底など 未収金の発生防止

適切な督促、早期の納付折衝など未収金の徴収強化

履行が著しく困難または不適当な場合における法令等に基づく債権整理等、必要に 応じた未収金の整理

未収金の回収、発生防止の観点による制度の点検・管理の徹底

- ア 滋賀県税外未収金対策推進会議および同会議の分科会において、未収金対策の推進に必要な事項の協議、検討を進める。
- イ 研修会等を開催し、関係職員のスキルアップを図る。
- ウ 必要に応じて推進会議の事務局職員が関係所属の未収金対策を直接支援する。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

、 未収金対策の基本的な取組方針やガイドラインに基づき、未収金の発生防止と未収金縮 減のための取組を進める。

	平成	平成	平成	平成
具体的取組項目			25年度	26年度
ア 推進会議および同会議の 分科会における未収金対 策の推進に必要な事項の 協議、検討	ガイドライン の策定 共通する課題 に対する検討	共通課題への 対策の検討、 実施		•
イ研修会等の開催				
	継続実施			
<ul><li>り関係所属の未収金対策の 直接支援</li></ul>				
日以又以	継続実施			

実施項目	(40) 県有資産の利活用	担当部課	総務部財政課
		(室)名	

# 1.これまでの取組状況および課題

歳入を確保するため、未利用県有地の計画的な売却に努めた。また、平成19年度末からは「県有財産活用検討会議」を設置し、県が保有する公有財産のうち未利用となっているものについて、情報の共有化を図るとともに、利活用および処分方針の決定、処理目標期限の決定を行い、公有財産の利活用の促進に取り組んだ。

しかし、昨今の景気低迷や地価の下落等が売払収入確保に影響を及ぼしているほか、県有 資産を活用した広告事業も応募が低調であるなど厳しい状況にあるが、歳入確保に向けて県 有資産のさらなる利活用に努める必要がある。

# 2.計画期間中における取組

#### (1) 基本的な考え方

県が保有する財産、権利等について、広告宣伝等媒体としての活用を図るほか、未利用となっている行政財産の貸し付けなど県有資産の利活用を促進し、歳入の確保に努める。

## (2) 具体的な取組

# ア 未利用県有地の売却処分等の推進

・未利用となっている財産について、県有財産活用検討会議において情報の共有化を図るとともに、有効利用の方向と処理目標期限を決定して、利活用および処分を進める。

# イ 庁舎および敷地等の有効活用の推進

- ・行政財産の余裕敷地・余裕床を洗い出し、貸付に向けた物件の環境整備や要件緩和な ど条件整備や募集を推進する。
- ・自動販売機の設置について、原則全ての自販機を公募対象とし拡大について検討する。
- ・県有資産を活用したネーミングライツ販売の推進や広告の募集施設の拡大など広告等 事業を推進する。

#### (3) 平成27年度以降の取組の方向

継続して県有財産の利活用を推進し、歳入の確保に努める。

	70			
	平成	平成	平成	平成
具体的取組項目	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
<ul><li>ア 県有財産活用検討会議の 決定に基づく未利用財産</li></ul>				
の利活用、処分の推進	継続実施			
イ 行政財産の貸付の推進	条件整備、募 集の推進			•
イ 公募可能な自動販売機の 設置拡大の検討	公募制の本格 実施	拡大の検討と 公募の推進		
	74.05			
   イ 広告等事業の推進				
1 仏ロ守尹未の推進				-
	継続実施			

実施項目	(41)使用料・手数料の見直し	担当部課	総務部財政課
		(室)名	

# 1.これまでの取組状況および課題

特定のサービスを受ける受益者負担の原則に基づき、負担の公平を図る観点から、原価計算により所要経費を把握し、これに対する負担のあり方を検討した上で、適正な使用料・手数料の見直しを定期的に行っている。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

公の施設や行政財産の利用に係る使用料や行政手続きなど役務の提供に係る手数料については、受益者負担の原則の観点から、当該行政サービスの利用者に一定の経費を負担いただくことが適当と考えられることから、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、その適切な水準について定期的に見直し、必要な改定を行う。

# (2) 具体的な取組

使用料および手数料の受益者負担のあり方を検討し、社会経済情勢の変化も踏まえつつ、 適正な料金改定を行う。

県立施設については、指定管理者制度も活用し、サービス提供の充実や効率的な運営に 努め、施設を適正に維持管理するために必要な経費について、受益者負担の原則に基づき 利用者に一定負担いただくこととし、使用料等の計画的な改定を行う。

また、手数料についても、同様に所要の事務経費に見合うように併せて改定を行う。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向 引き続き、計画的に適正な料金改定を行う。

具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
使用料および手数料の見直				
L		順次身		

実施項目 (42) 課税自主権の拡充に向けた検討 担当部課 総務部税政課 (室)名 関係所管課

# 1.これまでの取組状況および課題

地方分権一括法に基づく地方税法改正(平成12年4月)により、法定外普通税の許可制度 を廃止し国との事前協議の同意制に改められ、同時に法定外目的税が創設された。

平成14年6月に学識経験者を委員とする「滋賀にふさわしい新税創設懇話会」を設置し、 新税創設について提言を求めた。この提言を踏まえ、平成15年3月に滋賀県産業廃棄物税( 平成16年4月施行)を導入した。

また、平成16年4月には学識経験者等を委員とする「森林づくりの費用負担を考える懇話会」を設置し、検討を行い、平成17年7月に滋賀県森林づくり県民税(平成18年4月)を導入した。

# 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

歳入の確保に向け、税収の拡大を図るためには、既存の税目以外に新税の導入や超過課税による手法が考えられる。目的税の場合には、政策課題に対する財政需要、その使途、目的を明確にして税の創設について検討する。また、普通税としての超過課税の実施については県全体の長期的な財政需要等に基づき検討する。

# (2) 具体的な取組

ア 法定外目的税の導入にあたっては、各関係課の提案に基づき、施策、事業を進める財源として税による負担が望ましい事案について、税制度としての妥当性等を検討、審査できる仕組みや組織を設置し、制度導入の促進を図る。

イ 普通税としての超過課税については、実施した場合における県民や企業への負担の影響等について検討する。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

法定外目的税および普通税としての超過課税について、検討結果を踏まえ、制度導入の 促進を図っていく。

		<del>π d:</del>	₩ <del>다</del>	₩₩	<del>π d:</del>
		平成	平成	平成	平成
	具体的取組項目	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度
7	法定外目的税の導入に向 けた検討	提案に基づく 妥当性等につ いて検討、審			<b></b>
		されて (保証)、番			
		庁内での検討 結果を踏まえ			
		、検討組織設 置による意見			·
		聴取等検討の 実施			
1	普通税としての超過課税 の導入に向けた検討	県民や企業へ の負担の影響			
		等についての 検討			

# 進行管理

実施項目	(43)	改革の取組の進行管理	担当部課	┃ 総務部経営企画・協働推進室
			(室)名	

#### 1.これまでの取組状況および課題

滋賀県基本構想の実現に向け、自律的で持続可能な行財政基盤を確立し、県がその役割を担っていけるよう、行政の仕組みの改革と財政の健全化を一体的に示した「滋賀県行財政改革方針」を策定したところであり、今後はその取組を着実に進めていくことが重要である。また、こうした改革の取組は、県民生活にも深く関わってくることから、県民の理解や協力を得ながら推進していくことが重要であり、開かれた県政を推進していく観点からも、一層の透明性を確保しながら取り組んでいく必要がある。

## 2.計画期間中における取組

# (1) 基本的な考え方

「滋賀県行財政改革方針」に沿った取組を着実に進めていくため、具体的な取組内容や 工程等を明確にしたうえで、毎年度、その進捗状況や課題等を把握するとともに、その内 容を県民に明らかにしながら進めていく。

# (2) 具体的な取組

# ア 取組の進行管理

実施計画の各取組項目について、平成23年度以降、取組内容や計画の進捗状況、取組を進めていく上での課題等を把握し、今後の取組に活かせるよう進行管理を行う。

# イ 滋賀県行政経営改革委員会への報告等

実施計画の取組について、毎年度、定期的に「滋賀県行政経営改革委員会」へ進捗状況を報告するとともに、実効ある取組に向けた意見や提案をいただくほか、必要に応じ有識者等の助言も受けながら改革を進める。

# ウ 県民への情報公開

当該年度の取組内容や結果、進捗状況、翌年度の取組計画などについて、県のホームページ等を活用して、県民に公表する。

# (3) 平成27年度以降の取組の方向

取組期間中の成果を検証・評価し、社会経済情勢の変化などを踏まえながら、平成27年 度以降の取組に活かしていく。

			I	
具体的取組項目	平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
ア取組の進行管理	取組状況把握			<b>-</b>
イ 滋賀県行政経営改革委員	定期的報告・			<b></b>
会への報告	随時助言			
ゥ 県民への情報公開	取組状況公表			•